



そららのやぶ

全

考

ホ一

五

リ伊5
2.119



伊弉門
第 119
卷

95



長古
清琰

このふしとよみまう

長等北山風上之卷

香木舎文庫

後近江大津宮 馭宇大友天皇の御事ハしと日本書紀
 紀ハ流世の紀を立られ候存一々書あり候るより
 して十歳ハ餘れる後の世まで御世の數ももれぬ
 べきを水戸北源光國卿の大日本史ハ其お存しき
 流中へを他古書としは考徴して天皇始て大友紀
 を撰り收れて皇統ハ立掲け奉るのひかりさて遂
 ニ其史を 朝廷に奏進奉り又公方さまにも獻呈
 せりとぞよまるとふ勅一々忠やある御志なるん有け
 るかくて今其史の微ハ引ぬる本書どもを立ぬりよ

見るよ省きて採りたるものと思はる事此あるの
うんよなる不他書ども此中より徴とせよし事此見
た家を考あはせまべてこの天皇よ係れる後の事とし
をもこれか然とあつたるを後の代世よ及了事をさへ
書附へて論ひ試みむとせざるなり

凡て日本書紀を主として記せるの故は事毎に書
名を擧げり徴は引くる書ども其名を擧げり書よ
りてハ其著せる年頃まに撰者此知らるるを
その書名の下に記しし其ハしるべきなり既に然る古
傳説を書しし記し世よと語り傳へたりと

思ひやり候はなり。まこといふことあり有る考もまた此
論の中よいそどもあるまことを因ふ心の行なり。いと
づるるまそふとありん。後よ改め又除きも去り候し。

附録ありしおち

大友天皇ハ天智天皇乃第一の皇子。始の御名伊賀
皇子。後よ大友皇子と稱し奉る。御母ハ伊賀采女宅
子娘書紀印本寫本ども宅子の下の娘字あり。今一本は
據る。既よ大日本史よし其を採りし紹運録よ宅
宅子娘伊賀采女とあり。さて書紀よこの宅子娘の父の名を載
らぬ。谷川士清の日本書紀通證よ。信西國分曰宅子娘伊賀國
山田郡郡司之女也。此腹生三子。其一曰大友皇子。其二曰阿閉皇子。
其三曰阿賀皇女と記す。此口分と云書おのれいす見は正し
書る。古の傳ありし。和名我伊賀口よ阿稱郡。まに伊賀
郡よ阿我郷あり。舊くやえさるる地名なり。伴の法子たりの

見えたり。よき見えてある信し。是もその心せ有る人々を
はやく事向け帰順へまほむの志謀ひありしある信し。伊賀
風土紀。伊賀郡和歌山の下。有清見河所。昔日清見原天皇
與大友皇子争戦之地也。すこ阿孟郡鳥飛山の下。昔大友皇子
来此山暫休之刀鋒多残置。云々。元伊賀名所記。若山、
清見原天皇。大友皇子と御位を争ひぬ。時あまの御國
をせぬ。いとも多し。此國ハ流母君の故所とて大友こころは
ふ事二月尤。清見原し。まを追て此國又至りぬ。此若山
陣取多し。其處を今まき。の河所といふなり。い
さこそ。引る伊賀名所記。跋山城大和伊賀。三ヶ國之爪土記。地
圖等之内。並歌林之記録等盡授。為三卷畢。陽月齋永開とあ
りて。細巴の奥書あり。書中宗祇。至寶。救を引たり。其撰べ
る頃大方。をう。流母君の古所とて云云と。ま大友と称
いへ。決て古き傳説ある信し。あまの合ひ。ま大友と称
せ。御名も。大友ハ近江の地名あり。和名救滋賀郡の郷
1. 大友上於保。今も大友
村そあり。大津
近き所なり。御父天皇大津小遷都の後。其地を御
封。賜ひたるよりて改。まへるふ。いづれも其地名

亦由ありて。御名も負む。ひたりしある信し。は
て天智天皇の御世。元^{此皇子}御年十五。ありせたり。小時
天皇。比御弟。大海人皇子^{御諡天}。を皇太子。小立
て。ひ。き。然。ふ。い。し。と。大友皇子。守除て。御弟
皇子。よ。と。ハ。た。し。あ。し。か。け。ま。は。ざ。り。つ。と。免。と。也。む。事
え。の。は。ぬ。義。の。あ。り。ま。家。故。ある信し。天智天皇。大海人
皇子ハ。齊明天皇
の同胞。比皇子。よ。り。けるを。天智天皇ハ。御母帝の太子と
て。御世を嗣。う。せ。ま。ひ。次。の。太子。よ。ハ。大海人皇子。を。と。母帝の
遺詔。ま。へ。る。ま。あ。る。む。を。思。ひ
合。さ。る。事。を。下。し。よ。信。し。さ。祓。と。陰。ま。は。る。ほ。の。皇
子。を。と。あ。る。ま。ち。念。ふ。し。入。ぬ。皇子。と。あ。り。同。じ。み
ち。と。と。し。に。お。し。ほ。し。か。け。ま。へ。る。御。真。情。あり。と。れ

と。しこのぐんせむも過しぬ。信子を。年頃御たの
とし人とありける。鎌足内大臣の諫奉ねるところあり
て。陰は助奉りさへせられき。信はよりて。御力をえむ
まじく。その御まごころある御行せさせむる。遂
み壬申の大乱とぞある。さしてその天智天皇の
陰の御心の露頭アラワレまこえむる事。御世の六年三月
大和の飛鳥岡本宮より近江大津宮に遷都しむ。ひ
て後十年正月癸卯十六文日大錦上中臣金連宣神事と
ありて。宣字の上。印本等よ命字あり。マ今或古本の無きは従ふ。是日大友皇子をよして
始て太政大臣と云ふ官不拜して。諸臣の上首とす。

ひ同時は蘇我赤兄臣を左大臣に。中臣金連を右大臣
に。蘇我果安臣。巨勢比等臣。紀大人臣を御史大夫に
任しめむ。この五臣をもて殊更に皇子小心を同努
て仕奉らしめむ。その御真情の正方を謀をせ
むの御陰心ありたり。其ハ下は次々よ擧る事實よ。よしておしひあはれんべし。かくて
同年の九月天皇御病ふらひむむる。十月十七日
彌留ありむ。由りて。蘇賀臣安麻呂をよして。東宮大
海人皇子を召れり。安麻呂日ごろ東宮の好むる事あり
人あり。此時密に東宮に告知を奉りける事あり
る。かくて天皇東宮を卧内ヨコに召入む。朕病甚

以後事属汝云々と詔々を。この云云ハ紀の文有り。うく省きて載らん事有故ある事有り。

此時の事を天武卷より 東宮辞讓て臣之不幸元有多病。勅東宮授務業とあり

何能保社稷願陛下舉天下附皇后仍立大友皇子宜

為儲君臣今日出家為陛下欲修切徳と請奏しむひ

けれむ。するはち聞召入まひしむた。さてそハ大海人

皇子此心とおしほしかげむけぬ法事なる。天皇此御

陰心を悟りむひ。法身を避むため。止事えむぬ

御行なる事著し皇子やそ内裡にて鬢髪を剃除く

僧形となりむひ。天皇御袈裟を進らせむひ。か

くて退り出むひて私の兵器をことく司は納めむひ。十

九日都を脱出て翌廿日吉野宮に入む。此時一の五臣

をして菟道まで送出しむ。時人此事狀を議し

て。虎著翼放之と云り。是時御供仕奉る。諸舍人ども

る文。我今入道修行故隨欲修道者留之若仕欲成名者還仕司然

無退者更聚舍人而詔如前是以舍人等羊留羊退と見え。さてこの

留りたる舍人等も皇子の陰心を密りて。隠しむるを思ひ定て。

後。いさむ。仕奉 子立む。十一月廿三日内裏の西殿の佛像の前。皇

太子大友皇子五臣と共に同心奉天皇詔とて。誓盟を立む。

次又隨次而起。泣血誓盟曰。臣等五人隨殿下皇太子奉天

皇詔と誓ひる事あり。件の泣血誓盟とあり。又意をつくべし。 此兩度の詔旨を紀

紀よ云々と書て省られたり。故あらずし。事なるはし同廿四日。災
近江宮從大
藏省第三倉出とあり時勢よまて推考あるよし。吉野の
前坊よ心よせある人の所為よありといさく疑なきあり
同廿九日五臣皇太子を奉て。天皇の御前よて。誓盟奉れ
不事あり。あの時も盟へる事此より記されれば。はてかの
五臣尤上よ云るごとく。大友皇子よ始て太政大臣よ拜さ
きたると同時よ。共よ高官よ任しひくると。今かく皇太
子よ心属奉りて仕奉りし先より。深き陰心ありての
事なるべし。かして十二月三日。天皇崩すひくれ。一日隔
て。五日ふ。皇太子御位よ即さるひるなり。時勢止事あり
ぬ故こそありつゝ免ど。いとふがるま法行あるむればし

ける。さてこゝ天智紀天武紀よ載られし趣を。とりをへて
論へる。大友皇子を皇太子よ立めし事。まゝ即位の
事等ハ。紀よ記されざるを他古書どもよ記するを採り
て述へるあり。其證をまづ淡海三船告人の撰へる懐風藻
此書本朝書籍目録よ淡海三船撰とあり。但し普通本ハ撰者の
名脱たり。今一寫本よ依る。さてこの書籍目録。奥書よ以禁裏侍本
寫す。次よ以仁和寺宮本書之。云云。永正二年八月。大友天皇の曾孫なり。
四日写之。師名とある本なり。さて又三船直文ハ。此懐風藻のりよつ
きてハ論よ信事。淡海朝大友皇太子二首。太字通本脱たり。今
あり。下よ云べし。之長子也。云云。年二十
し。諸本と。皇太子者。淡海帝。天智天皇を
を申せり。之長子也。云云。年二十
三。三ハ四の誤あり。その。立為皇太子。云云。太子天性明悟。云云。會
由下下は辨ふ侍し。壬申年之乱。天命不遂。時年二十五。まゝ。葛野野王の傳よし。淡海

帝之孫。大友皇子之長子也。と記し扶桑略記 堀川天皇の侍世。延暦寺の皇圖阿

閣梨 天智十年十月立大友太政大臣為皇太子。十二月三

日天皇崩。同日大友皇太子即帝位。生年廿五。 紹運要畧の立大子月立りし

以扶桑紀抄之と如此記せり。この要畧ハ、後醍醐天皇の侍世又記せる書也。扶桑記といふるハ、扶桑畧記の事あるなる。さて廿五の五も四の誤ありこ

まじり下り 年中行事秘抄 奥書云云。永仁の頃、被書始之云云。自然、被閣畢。辨ぶし

。天智天皇十年。春正月己亥朔庚子。大友皇子始為太政大臣。天智

天皇男也。後為皇太子。即帝位。水鑑 中山内大臣藤原定親公の撰也。此公建久六年六十五歳りて

薨ぬ 天智天皇の段。又十月^年正月五日。とがの法子は。大友皇子と

申を。太政大臣よりしむる。云々。さて十月。その大友皇子

東宮に立るひしあり。天武天皇の段。天智天皇十二月三日

う勢をせぬひし。同日。ま五日。大友皇子位をつぎぬひて。云

云。大鏡 万壽三年の頃書なり 六十八代元帝の段。末。太政大臣より

ぬむぬ。人よりせぬひて。必しと申し。のありたり。志

一のりといへども。大友皇子はやめて帝^{ミコ}またちあり。みかとなが

らうせぬひぬれ。いとかなし。又藤足大臣の子れ事をいへる

條。その姫君ハ天智天皇のころ。大友皇子と申し時。み免

は奉りぬひし。この皇子太政大臣の位。つぎまはやめて

同一年のうち。このごとくありぬひる。なぞ見えたり。 日

部勝美の疑齋辨。大友天皇の法事を論れり。漢文。大鏡裏書引西宮記云。天智十年任太政大臣。十二月即帝位と記されたり。あのみ見よ。なぞ。しづんし。缺あり。なぞ。て。伴の文。是ら皆そのか。別に

るウ日本紀しうきたる事記して奏上るべきにあらば。奏聞して飯
豊天皇を皇統と定め奉りしを正しき傳
いしよ。何とめて撰び記したりし事のおしひやらるるま。今の
世は傳えぬぞ嘆しきや。一の件は二書、二の件は三書、三の件は四書、
くおしよべき書は元あるべし。さて件の書どもをこのくまて
論へる事ハ。日本書紀の今本の文の事實は乖ひたるごとく。
或ハ蹠^カまきこある事どもを論する有。因よこまよりそを
一々の論ひかゝるものぞ。その委曲^キ。さて上件の列書としの中
説ハ別は證考て記せる書あり。

まも。懐風藻も。大友天皇の曾孫。淡海三船真人の天

平勝寶三年又撰へる書あり

本朝書籍目録に。懐風藻
一卷。淡海三船撰とあり

但し卯本。又一本等ハ。此撰者の名。次の凌雲集の撰者小野岑
守の名と。こしは脱たり。其外よし脱字多し。さて此書撰
と續日本紀撰る年號をその序に記せり

奏上るる。養老四年より三十年ばかり後れ。其
御族として。聞えし文人の記せる書られた。あやま

慥る尙證とんべし。故をほよく此書を讀あらはふる。よ。
深き意趣ありて作まよしのあり。此ハ此天皇れ清うへの。
事實の隠れたる事ハ。悲しくいきとほろしとれと。其
をあらはよ記さむ事ハ。諱憚るべき法世あるべの故。此詩
集を作して。陰ハハむ。決と其事實を記置て。後世は顯
ほし奉らむ此意かまへる。文ハ。套語を用ひ。或ハ婉曲^ク
くあやましきなり。て。自ら然と知らるべくものせられを
と聞ゆるを。今解辨へて證さむとん。其ハまづ序に始り
か。國より文學に來れる起原を擧。天智天皇殊は其
文學を好むる由を讚述て。さて當此之際宸翰垂文賢臣

獻頌。雕章麗筆非唯百篇。但時經亂離。悉從燬燼。言念湮滅。誼悼傷懷。自茲以降。詩人間出。云云。遂乃魯壁之餘。蠶綜秦灰之逸。文遠自淡海。云暨平都。と云ひ置て。卷首は大友太子の詩二首を載た。さてそれ遠自淡海と云る。正は淡海宮の天皇に套語にて。そなけち大友天皇をさして申せるなり。其は此天皇のを除て。淡海朝の人此詩一首もあは事なれを。して察るべし。うちあせて淡海との云きて。次は平都といへる都字。よのけ合せくる文章。ふ深く意を用たる書さよとぞ聞えたる。さて時經亂離。悉從燬燼。と秦灰と云へる。正は壬申の兵火をいへる。あ

壬申は近江の都焼亡の事。書どもしよを見えされと此序の文。ふて明る。 藤原武智麻呂公傳。和銅元年三月遷圖書頭。云云。爰以其間檢校圖書經籍。先從壬申年亂離已來。官書或卷軸零落。部帙欠少。公爰奏請。尋訪民間。寫取。満足。由此官書髮鬚得備。といへる事。し見えたり。さて魯壁と云ひ。秦灰と云て。對へたる文意句勢。又意を着くべし。
宸翰垂文といへる宸翰。これし正は大友天皇の御事。て本文の傳。皇子博學多通。云云。又廣廷學士ムム等。以賓客。太子天性明悟。雅愛博古。下筆成章。出言為論。議者歎其洪學。示幾文。深日新。と記せる。又當て。秦灰之逸文。といへる。ハ。すなはち。それ詩二首。又照應たる文あり。言念湮滅。輒悼傷懷。といへる。由は秦灰の逸文。と云へる。天

皇の清詩此世は傳はんと。湮滅せむ事を悼悲める有り。皇國より詩作れるは此天皇ぞ始るる信々れば。殊にめでたく思へる意は兼ふべし。
今昔物語に大友皇子と申淡海朝の文里心は智恵ありて才賢なりたり。文庭を好むゆゑなり。詩賦を造ることハ。その皇子の時よりぞ始りけり。とあり。持統紀に大津皇子の事を及長辨有才學。尤愛文章。詩賦與自大津始也。と記されたり。大友皇子の山朋ゆへに壬申年。大津皇子ハ九歳に及ばざり。大友皇子より。後述にぞし。のしの自茲以降詩人間出るとハ。大友天皇以降なり。目錄に。畧以時代相次不以尊卑等級といえて。淡海朝皇太子の詩を卷首に載せ。次は河鳥皇子。大津皇子と云々と次第たり。序は作者六十四人。具題姓名并顯爵里。冠于篇首といへる。本文ハ大友皇太子より。その皇子葛

野王まで。わつある六人の傳を記して。自茲以降諸人未得傳記と注して。其下に以下五十八人の作者の中僧三人と石上乙麻呂卿合せてたゞ四人の傳は載たるは。はの大友天皇此傳を舉。因は葛野王此傳をも加へて。世に遺し傳へむの下心あり。るより。餘人々の字は。さほ有り心をいれどして止むるも。ほては淡海朝皇太子と題して。傳はいま皇太子と云ふ。さし。きの清夢の非を擧て。太子は立ちあへる事實を顯はし。あは述懐の御詩の。道德兼天訓。監梅寄真宰。羞無監撫術。安能臨四海。と云ふ載く皇太子は立ちあへ。たれと豫

ておとほしかけあへる如くは、あつて、遂に八世の治平
より勢とあるを行む事此萌するを。今さうは歎き
あひて、法真心を述べたる趣のおれづるやえり感も深く
想像す。奉らるるこのある中にも送び載るるものな
はるる。件の法詩の監換といふと漢口の王は太子の職は係て云
日太子ウツグ云云君行則守有守則從從曰換軍守曰監國古之制也
と見え。梁昭明太子蕭統の文選の自序より余監換餘間居多假日
と云へる文し見えたり。蕭統は文帝の世中大通三年に卒れり。吾
朝繼體天皇の御世五年の頃に當りまこと御詩の上は侍宴とて皇
明光日月帝徳載天地三才並恭昌萬國表臣儀とあるは文帝の
御事と讃美するあり。此二首は載るるは序は天智天皇と此天皇
の御事としはけいへるとはのこは。まこと父天皇崩るるによ
應あひて聞やうも意あひありげあり。即位の禮をもし行むは御
里て。踐祚をひしりしとも。即位の禮をもし行むは御

事あをし由は。會士申年之亂天命不遂と記せるものと
ぞきこえ孝依大日本史この天皇紀の贊は淡海王船さて又
大友皇子ももとより父帝の御世嗣よと御私心も念不
しかけあひるる。鎌足大臣ぞ殊に助奉らるたり。其
を此も同じ大友皇太子の傳は。皇太子者淡海帝之長子
也。云云。嘗夜夢天中洞啓。朱衣老翁捧日而至。敬授皇
子。忽有人從腋處出來。便奪將去。覺而驚異。具語語は藤原藤原
内大臣。歎曰。恐聖朝萬歲之後。有巨猾間篡。然臣平生曰
豈有如此事乎。臣聞天道無親。惟善是輔。願大王勤修
德。災異不定。憂臣有息女。願納納は後庭。以充充は箕帚之妾。遂

生れぬひくる。其腹は生れぬる女子有る。大鏡
に見えり。紹運録云。大織冠女耳面刀自壹志姫王の
母と載されし。これあり。又其不比等公。まことハ皇
子の活弟は當りされ。其御縁はついで。もとより大臣
ハ皇子は殊更は心を属せ奉り。皇子も又大臣子を此
もし人よ念ふ。いりたると。いりたるは縁はか
れる息女を妃はさへ奉りて。まこと親愛を重ぬられ
たるものある。後藤の十丁オミ。倉山田ナリ。此大臣郷向は
孝徳天皇は心を属せて孕ぬを賜けり。又更めて天智
天皇は媚附て。孕婦を賜けり。二帝の活私心は助

け奉られたる。もは。姻戚よりして。その。其
は。女縁をして謀る。事ものあり。此
事

巴の記せる。松の藤藤の。あ。又おもひ合さる。公の
中。論へることあり。詩は
帝召群臣置酒。酒酣極歡。於是皇太子以長槍刺貫敷板。帝
驚大怒。以將執害。大臣周諫即止之。皇太子初忌大臣所過之高。自茲
以後。殊親重之。後。士申之。乱。從。芳野向。東土。歎曰。若使大臣
困哉。とあり。又公の病馬。とあり。公。東宮皇太子。其家。遣。て。殊。思。福
あり。此。公。太子。心。を。保。生。遂。は。西。顯。九。了。了。え。お。懐
風。藤。大。友。皇。子。傳。皇。子。博。學。多。通。有。文。武。材。幹。云。廣。延。學。士。汝。宅。紹。明。答。殊
春。初。吉。太。尚。詩。樂。母。木。素。貴。子。等。以。為。賓。客。太。子。天。性。明。悟。雅。愛。博
古。下。筆。成。章。出。事。為。論。時。議。者。歎。其。洪。學。未。幾。文。藻。日。新。と。あり
天。智。紀。皇。子。を。大。政。大。臣。は。拜。ま。れ。ひ。と。り。頃。件。の。五。人。は。位。を。授
た。了。り。紹。明。ハ。法。官。太。神。答。殊。春。初。木。素。貴。子。を。開。兵。法。吉。太。尚。を。解。茶。
詩。率。母。を。明。五。經。と。各。名。の。下。は。注。され。たり。其。を。彼。等。可。能。を。擧。て
其。道。の。師。は。立。られ。と。る。べ。し。い。づ。れ。と。韓。人。と。き。中。に。紹。明
て。百。濟。人。と。く。兼。足。大。臣。の。薨。後。碑。文。を。制。衣。た。る。事。公。の。傳。り

見えたり。あはれ人の皇子も大臣も心あひのともかたは
る。已等の風よも。さうさく侍へそののし奉りたる。皇国もて詩
作る事を此皇子ぞ始まおけしむ事。上よりいへる。このことし。一の紹
明等可勸教へ奉りせりしなるへし。いそ申る皇子の侍は多敷文武
材幹し。西戎人意もそとてぞおそし。ア。きりくむ。今昔物
後集よこの皇子の侍事。田獵をこめて猪鹿を斂んことを朝
暮の役とせり。常は身より竹前をひ軍を引具て山を
□纏て斂を令狩云こといなることも見えたり。かくて

皇子の太政大臣は拜されぬ。天香紀は十年辛正

月己亥朔とありて廿四歳の侍時と當れり。懐風藻は山崩年を二

十五とあるよりとてよく定めたり。考へる。同文中は。年二十三
立為皇太子とある。此年の夏るん。二十四とあるべきを。二十三
よりいへる。この舊本は。四を三と書たり。三と字誤りた
る。る。りも事決し。さてア。杖桑畧記は。即帝位生年廿五とあ
る。五八四の寫誤あり。四と五と草書見ま。やけし。此誤例多し。
さて懐風藻は。年甫弱冠拜太政大臣とあり。弱冠ハ曲禮は
二十日弱冠とあり。又ハ必しも。さて其年此十月天皇病
二十のこは拘は。書る例あり。

あつしくふ。多ひ。時。大海人皇子儲位を避るぬけ
れば。大友皇子皇太子立多ひ。同十二月三日。天皇山崩ぬ
ひふ。中一日を隔て皇太子即位しむひ。事。上
ル。いへる。如く。遂。小年頃の御本意を。遂。ひて
け。但し。鎌足肉大臣ハ。此より二年前。薨ぬ。上
小論へる。如く。既。陰。助奉る事。此。に。い
て。濟。事。ハ。西復。か。て。其。立。の。年。傳。世。の。元。年。と
い。る。天。皇。と。大。海。人。皇。子。と。の。侍。中。小。つ。さ。て。壬。申。の。大
亂。起。り。て。天香紀は。天皇崩。多。新宮。殞。し。奉。り。時。の
童。謡。三。首。あり。其。謡。の。意。を。推。考。し。大。海。人。皇
子。の。侍。事。ハ。係。り。き。こ。申。る。を。今。目。安。く。書。あ。は。し。解。て
む。べ。し。す。第。一。の。謡。ハ。美。吉。野。の。鮎。鮎。を。

見えたる人なり。鈕鈎ニウコウとこと近江朝の所方人にてありん
る可。謀ありて詔を以て吉野方に参りて時を窺ひし。其軍衆
を處々分たれりとして。事遂らざりしを。恥あるしして。お
のれと死するを信し。此人のの
事。は王申紀の證注に論し。さて是より見て。天璽テンシの神
寶ハ御事なく大海人皇子の傳許不己たりせぬ。傳つる
ら傳位をぞ志らしめされり。此時神宝を受傳へぬる事。
紀に殊さらぬハ載されざれ
ど。統紀に四年春正月戊寅朔云々。奉上神宝。鏡於皇后。皇
后即天皇位。と記されて。今の傳世又及びて。うごきなく受傳
へぬる事著明なれ。論を以て。もあらぬ。傳事なり。さて此
時神宝を傳てりぬへる事。此天皇の皇女にて。大友天皇の
紀におはしりし。十市皇女をものし。ひ々む。そハ下
皇女の傳ゆへを記するところ。傳謚天武天皇と申奉る傳
事あり。されど。あは壬申年をバ大友天皇の傳世として。翌年
己酉キウ天武天皇の元年とせられたりし。其ハ舍人親王

の天武天皇の皇子題書しぬへりとして。現に在る奈良の藥師寺の

檨銘。維清原宮馭宇天皇即位八年庚申歲。建子之月。以中宮
不念創此伽藍云々とあり。今此八年の干支を以て計る。當
明癸酉元年と立られしあり。此塔建られし事ハ扶桑略
記に。天武九年庚辰十一月檨銘に建子之月と書因皇后病造
藥師寺云々。為憲記云。藥師寺云々。寶塔二基今一基存。各三重云
云。西塔内安置釋迦如來云々。金堂一字云々。安置丈六金銅。須
弥座。藥師像一軀云々。已上持統天皇奉造坐者也。と見えたり。
然るハ持統天皇の傳世にてハ。壬申年を大友天皇の傳世と
立られし事。その證明あり。但し此檨銘の干支は據りて。そ
の可し壬申の年を大友天皇の

法世より係られしを記とせり。既に寛政六年日下部
勝象主の著されしを茶師寺擦銘釋と論てこれよこと然し
おとるに其餘よしそれよりつけり考説あれど。己可意より
陳よきこえて有りぬ事多く又諾ひたき説もあれば。此より
擧げ但し其釋の考の中より。天平宝字二年勅曰。自近江大津宮
内大臣已來。世有明德。翼輔皇宣。君歷十帝。年始一百。繇是而言。
天朝以大友公然列叙世教。則其於貞辰亦何所疑焉。と説けり
たるハ。一より二より。然しやときこゆれど。己の考より所
え。そのあり議ありて。日並知皇子を皇統に入奉りぬひとる
事のあるは。其考ハ下より附へて云べし。天慶六年日本紀
る條より。其考ハ下より附へて云べし。天慶六年日本紀
竟宴歌の橋直幹朝臣の序より。日本書紀云。惣三十卷云。自
彼天孫云々。神倭云々。泊于持統禪讓之際。傳以洪基文武謳歌
之始。受其曆數。乃是四十二帝之與裏者。緘微心錄云。と云へ
るを。今の書紀の法代數より。四十一帝を。天慶の頃ハ
日本紀より。大友天皇紀をいふ。除かれしより。やと云
へる免れど。然しハあらん。こハ泊于持統云々。乃是四十二帝
之興衰者。と云る文より。心をつけて。書紀ハ持統の法
代より止むとれし。禪天皇位於皇太子と云す。かほいと
記たれば。文武よりかけて。四十一帝と云るあり。

和銅五年此古事記の序より。天武天皇の法事を稱をる漢文より。
歲次大梁月踵夾鐘。清原大宮昇即天位。と書るハ。酉年此二月
より即位しぬる由より。書紀より記されしより。即位の年月より合
す。牙里件此序文の體裁より考ふるよ。こきもそれか。癸酉元年
と立られし趣を。わく一日本紀も創ハ其定より記された里
ける。養上の期を。どに。大友天皇紀元年申年除きて直
に天武天皇の元年より立らるべき議ありて。頃より改刪をへる
よ。又其後の法世より改られしより。小てもある。信し其ハ。太
紀の例として。御世々々の元年の條れと。あまふら。太
歲干支より記されしより。天武紀の二年の條より。太歲癸酉と

ありこハ創天武紀の元年此條ありき大友紀の元年を除きて
て天武の元年又改削らるゝ時太歳を其年の下ニ遷改て
壬申と記さるべきを遺れたものある事決しその二年紀
此事につきて壬申勞勲云々壬申後云々なと程くも去年の乱
されともつきなきに、ちん是年親歴世の元年ありむ
ハおのづから然し書さるべきいさひひる意をつくべ
し但し神武紀又即位より八年前又太歳を祀され又按諸紀
の首章又神武天皇崩後手研耳命の事此下大歳を祀して
其明年天皇即位元年の下し太歳を祀され又神功紀移改元年
の下と崩の年の事の尾と太歳を祀されたるハ又天武天
いづれも故ある事あり其説ハ書紀太歳考云々又天武天
皇の皇太子又立ぬへる事本紀に天智法世の元年又月日
を奉ばし立為東宮と記されてむ祿とある天智紀又其立太
子の事又載され紀中あべての例とハ異ふるハいありぞ

や然るに扶桑略紀又天智七年二月戊寅日倭姫皇女立為皇
后以大海人皇子立皇太子と見え水鏡も七年二月東宮又立
ぬよとあれと天智紀又ハ同年月日は立皇后的事を此に載さ
れて立太子の事ハあはれ其より前の正月の條は戊子日皇
太子天智天皇の即天皇位前年三月近江壬辰日宴群臣於
内裏と見えたる事を鑑足公の傳は七年正月皇太子これ天
皇即天皇位云々朝廷无事遊覽是好人无菜色家有餘蓄民咸
称太平之代帝召群臣置酒濱樓天智紀七年の下は於濱臺之
下諸魚覆水而至と記された
る臺して大津の内裏小湖池の眺望酒酣極歡於是皇太子以
よき樓を造られたるに記し酒酣極歡於是皇太子以
長槍刺貫敷板帝驚大怒將執害大臣鑑足公固諫帝止之皇太

弟初忌大臣所過之高自茲後殊親重之云々と記せり日本弟
日頃慎
已あへる事のおかしき事なり。さらても酒は破
未れあひてふと然る暴行をなすところなる所し。かゝる暴
行をさすひたるよ。已て時より群臣の見たるよし。其意を

て執害さむとさへ為させぬたり。其をいふ不ども
かく二月は皇太子またたてぬ。傍くともあはれ然るれどもさ
る後失をも宥めぬふとて例の鎌足公はぞ詔合せぬ。ひた
すけむやかてその二月戊寅廿二小立皇后の時品つけて皇
太子と申はふ。かもし集らせられ。つを皇太子と書おせる。小
て実ハ紹運要略紹運録等。天智天皇七年戊辰為皇太子と
あるぞ正しかるへき。上は引とる。漁足公傳は此年の三月に
事ハ皇太子とあるハ後をめぐらして

記せる文として見るべし。然るもまた天智紀ハ後世の始ま
る書さなるも例多し事多し。また天智紀ハ後世の始ま
八年正月壬午までハ太皇弟と皇太子と書され。但し八
壬午の條一の同年十月庚申の條よ。て始めて東宮太皇
弟と皇太子と東宮と記されたるも又いふよ。そや。天
紀元年軒及て。時人の語は係て。皇太弟宮と東宮ともまた所居吉
野太皇弟など書されたるは。儲位を避るる後。の事なる可
ら。存はそのかしの實の祿へあるべきをう。あまうせてハ天
皇と書されたるところもあふ。又いふよ。やまこ。あ。さて紀
中の例。日継の皇子は立た。まへる事を。立。為皇太子。或ハ立。為
太子と記さき。とる。此紀一の立。為東宮と見え。紀中此
稱を交へ用ひられ。とる。を。べて紀中。皇太子を。さ。して東宮
と書され。とる。事ハ。漢文。だ。の。潤飾文。よ。こ。そ。稀。よ。ハ。見
えた。れ。し。う。あ。ま。う。せ。て。春宮。と。の。と。書。され。た。る。例。を。ま。を。
此天皇よの係。了。稱。せ。る。ハ。つ。き。あ。く。と。也。これ。は。依。て。竊。々
考。る。よ。實。ハ。天智天皇の。後。世。大海人皇子を皇太子とて立
た。ま。ハ。皇太子と稱。は。し。ぬ。為。し。ぬ。入。て。お。の。つ。可。皇太子の

皇子は後軍の勢つよく、やうて後世を代り嗣をせん事を量
察知する趣にて、當時の事実不ころひ通えたり。其不可此二代
の紀此中より、前後うぢあつた事實貫て通えるとき可か
はあ也。意よつけて大日本史大友天皇紀の贊は、天智登遐以
至天武得志、凡所記機務政令、非帝而出誰欲、其書近江朝廷豈非
欲蓋而章之謂乎。觀者就而繹之、則其是非直自不能掩とのた
すへるハ、よことん然る法論をぞあてんる。今其法論を就て
系不推繹ぬる。天武紀元年中。春三月壬辰朔己酉。十八遣
内小七位阿曇連稻敷於筑紫若天皇喪於郭務棕等。天智紀は
一月唐国使人郭務棕等六百人、其国より帰朝の沙門道
文等を送使一十四百人、泰波とし事見えたりとれなり。

於是郭務棕等著裴服三遍舉哀。向東誓首。壬子日十一。郭務棕等
再拜進書函、與倍物。夏五月辛卯朔壬寅日十二。以甲曹弓矢、賜郭
務棕等。搃合絶一十六百七十三匹。布二千八百五十二端。絲六
百六斤。戊午日廿八。高麗遣前部富加拵等進調。庚午日三十。郭務棕
等罷歸と載られし事としハ、大海人皇子儲位を辞して出
家僧形して吉野宮におけししる頃ありハ、然る法政を
行をせり。法にあらん。三月己酉筑紫より告天皇喪於郭
務棕等と云前年十二月天智天皇
崩ぬハ大友天皇の法代知食せり由を告せぬへり文をり持
統紀は六年五月乙酉詔筑紫大宰率河内王等曰云復上送
大唐大使郭務棕為所近江大津宮天皇所造阿弥陀像
と載られしハ此慶造たりし仏像なり法
津宮朝廷の法政なる字。後天武の法世に係て記されし。

事著し（一）。中（二）郭務悞の事ハ。善隣國寶記（三）。菅原在良勸（四）。唐
以來（五）。獻本朝書例（六）。云云。天智天皇十年（七）。唐客郭務悞等來（八）。聘云々。
天武天皇元年（九）。郭務悞等來。安置大津館客上（十）。書函題曰大唐皇
帝敬問（十一）。後皇（十二）。印本皇を（十三）。書又大唐皇帝勅（十四）。日本國使衛尉寺少卿
大方等書曰（十五）。皇帝敬致書於日本國王（十六）。と記せる也。實の記録の
傳（十七）。る（十八）。據（十九）。る（二十）。もの（二十一）。な（二十二）。也。そ（二十三）。ハ（二十四）。右（二十五）。ノ（二十六）。擧（二十七）。たる（二十八）。郭務悞等再拜進
書函（二十九）。與倍物（三十）。と記さ（三十一）。また（三十二）。唐の（三十三）。よ（三十四）。て安置大津館（三十五）。之記した（三十六）。る
を（三十七）。して。大友天皇の大津（三十八）。此都（三十九）。へ（四十）。召上（四十一）。ぬ（四十二）。つ（四十三）。事明確（四十四）。ある（四十五）。を（四十六）。や
然（四十七）。る（四十八）。に天武天皇元年（四十九）。とし（五十）。も書（五十一）。る（五十二）。ハ。大友天皇を除（五十三）。去奉（五十四）。れ（五十五）。る
後の年紀（五十六）。又當（五十七）。へ（五十八）。て記（五十九）。せ（六十）。る（六十一）。も此（六十二）。る（六十三）。を（六十四）。か（六十五）。く（六十六）。て推考（六十七）。す（六十八）。れ（六十九）。バ。五月

壬寅（一）。子郭務悞等（二）。大物賜（三）。ひ（四）。と（五）。る（六）。も。大津都（七）。よ（八）。ての事（九）。よ（十）。て。三
己酉（十一）。郭務悞等筑紫（十二）。に在（十三）。て天皇の喪（十四）。の事（十五）。を告（十六）。し（十七）。より
五月（十八）。壬寅（十九）。大物賜（二十）。ひ（二十一）。た（二十二）。る。お（二十三）。て五十日（二十四）。に餘（二十五）。り（二十六）。也。甲申（二十七）。郭
務悞等（二十八）。罷歸（二十九）。と記（三十）。され（三十一）。と（三十二）。る（三十三）。も。此都（三十四）。に（三十五）。登（三十六）。り（三十七）。罷歸（三十八）。れ（三十九）。る（四十）。を（四十一）。也。然
る（四十二）。に（四十三）。ハ書函信物（四十四）。字上（四十五）。ま（四十六）。る（四十七）。を（四十八）。傳（四十九）。仗（五十）。の筑紫（五十一）。に至（五十二）。り（五十三）。て
勅（五十四）。を論（五十五）。た（五十六）。る己酉（五十七）。日（五十八）。より（五十九）。わ（六十）。つ（六十一）。か（六十二）。よ（六十三）。四日（六十四）。に當（六十五）。る壬子（六十六）。日（六十七）。に（六十八）。係（六十九）。て筑
紫（七十）。にての事（七十一）。此（七十二）。如（七十三）。く記（七十四）。され（七十五）。と（七十六）。る（七十七）。ハ。是（七十八）。も後（七十九）。に改（八十）。刑（八十一）。られ（八十二）。と（八十三）。る事
疑（八十四）。ふ（八十五）。可（八十六）。る（八十七）。信（八十八）。し（八十九）。る（九十）。ハ書（九十一）。近（九十二）。江朝廷（九十三）。との（九十四）。な（九十五）。へ（九十六）。る事（九十七）。ハ。天武紀（九十八）。に詔（九十九）。ム
ム曰（一百）。今聞（一百一）。近江朝廷（一百二）。之臣等（一百三）。為（一百四）。朕謀（一百五）。害（一百六）。云々（一百七）。とある文（一百八）。を（一百九）。む（二百）。ね（二百一）。と
存（二百二）。し（二百三）。た（二百四）。へ（二百五）。る（二百六）。信（二百七）。し（二百八）。此（二百九）。外（三百）。も（三百一）。近江朝（三百二）。聞（三百三）。太皇身（三百四）。入（三百五）。東國（三百六）。其群
臣（三百七）。悉（三百八）。愕（三百九）。京内（四百）。震動（四百一）。と（四百二）。あり。件（四百三）。の文中（四百四）。小大皇身（四百五）。と書（四百六）。る（四百七）。ハ先帝

の法世此時のまゝに當時記せる書よありたるよとてさ
かぎり書載られたるものなるよし。かくてハ事情ハよく達
元たれど。在るて此文の前後よりけはるて天皇と書ぬへる
よあはせてハ。文飾の成さしなる。また此大事の最初。舎
人朴井連雄君奏天皇曰臣以有私事至美濃時朝廷宣美濃尾
張兩國司曰云云とあり。朝廷とハ近江の朝廷なり。あゝ天皇
謂高市皇子曰其近江朝左右大臣及智謀群臣共定議云云。不
ぞあり。亦此ら上よ大海人皇子乎天皇と書て。下ハ文よ近江
朝といひ。たゞに朝廷ともしいへるえ名称たあまふ年盾也。雄君
は臣と稱へるハ大海人
皇子の舎人ふれハるカあゝ佐伯連男を筑紫大宰栗隈王の

許す遺はしよふ所の文よ。栗隈王義符對曰筑紫國者元成邊
賊之難也。云々豈為内賊耶。今畏命發軍云々。頗社稷頌之。然後
雖百殺臣何益焉云々と見えたり。義符といひよと社稷とい
ふ臣と申ぬへるにてよ。よそのかこ此法世のよこと此
ありと著し。こ此らの文も改削の成ハさるつるを云ハあ
へ又原文の遺まで。ふれづらさる。齟齬の出来るものなる
法し。若よ論へる餘よし。天武紀上卷よハ。大友天皇文武天皇
の法上よつけたる。社呼るどの區小きこえて。紀中あべての
例の如くならざる事な不あり。意をつけて讀あおけして知
る。法し。大日本史大友天皇紀の贊。書紀よ大友天皇を皇代
よ立られざる事を論ひぬひて。天武之於舎人親王。居

父也。不能直筆書之。固宜矣。と云元標銘釋よし此法説と大旨
同趣にてるは漢國の例を引出て論はれどいふあり
む。勅を奉てて撰録の史よりいひて私に曲筆あるべ
き。そご公家もも元容の傳きあり。但し其評論はとま
まかくされ。已可推考たる所の上。件論へるごとく紀中
を傳ての例は似然。然るに文の成はざるはして後の改削
ならむといひおしる。然るにその成はざるはして後の改削
年九月。桓武天皇の陵。又奏しめぬ。入る詔詞の平城天皇の事
は舉ぬへる中に又續日本紀。所載乃。崇道天皇。典贈太政大臣
藤原朝臣。不好之事。皆悉。破却。賜支而更依人言。互破却之事。
如本記。成此。毛亦無禮之事。奈利。今如前。改正云。と云えさる
ハ桓武天皇の始の皇太子早良皇子を故あてて廢して。淡路
國に流し下りせぬへる事件を云々と詔へる事。件を在ら
おきて。不延曆四年十月庚午。所この山陵。又法使を遣して。告
廢皇太子之狀。と見え。同十九年七月。故皇太子早良親王と申
て。崇道天皇と追稱し。法墓を山陵と改稱し。その不の皇太
子の事に係れる事としを載られたる。然るにその本。此事實を
ぞ。皆破却して。載られさらむ。其末々の事を破却せ
らるへく。然らば。其言ふとを用ひて。本末とは。て通申互

御行の

く。書調へらるへき。わさるるを。本を削て。末々なバさるる
ら。存し置れとる。いとかたて。何事とも知らまざるか
に。然るに其事件の實は。延曆四年九月十月の事。不水鏡。帝
王編年記等。又詳し。又記し。それ不可。彼の書のし。し。つが
に。見えて。かくれなき事。ふあ。これらの趣。又。准へて
も。日本紀。改削。あ。む。事。推量。ら。これら。ひ。や。ら。て。む。
さて。其。後。義和元年の。藤原長良公の。日本紀の。裡。書。に。近。者。文。
臣。請。詔。數。增。補。之。合。殿。旨。云。と。記。され。る。也。今。世。は。あり。日本
書紀。ハ。その。文。臣。の。云。に。せ。る。本。不。る。べ。き。事。其。征。又。同。紀。下。卷
も。見。え。と。也。此。事。附。録。の。中。に。因。り。祖。論。不。法。し。
一。二。年。六。月。己。亥。新。羅。遣。韓。阿。食。金。義。元。ム。ム。等。賀。騰。極。并。遣。一
吉。阿。食。金。薩。儒。ム。等。吊。先。皇。喪。又。八。月。戊。申。喚。賀。騰。極。使。金。義
元。等。中。容。以。上。二。十。七。人。於。京。命。太。宰。詔。耽。羅。耽。ハ。新。の。説。不。る
の。属。周。ハ。本。の。よ。使。人。曰。天。皇。新。平。天。下。初。之。即。位。由。是。准
除。賀。使。以。外。不。召。則。汝。等。所。見。云。と。記。され。た。る。賀。騰。極。使。ハ。

大友天皇此即位ヲ賀奉_レ。吊_レ元皇_ノ表_トハ天智天皇此崩_ル入
る_ニ吊_レ奉_ル原_レ然_ルハ大友天皇の諱事_ヲ以_テ。天武天皇
の御世知食_ミた_カ書紀の元年壬申_ニ此_ノ七月末_ヨテの事_ヲ。此
也。其頃_ニさら_カ。明_ル二年の春_ニ此頃_ノ也。いまだ韓國へ
告_ラせ_ル。倭_ノ世のさまにあら_サれば。六月_ニ小新羅_ノの使
使_リ表_レ使_ノ。叅_レ渡_リ来_ルべき_ニあら_バ。大友天皇_ニ奉_レれる
使_ヲ。元_ノ字_ヲ。天武天皇の代_ニ。騰_レ使_ヲを受_テ。以_テ吊_レ表_レ使_ヲ
を_レ召_サ。上_ニつ_ル。故_ニ殊_ニさら_カ。天皇新_レ平_ル天下_ニ。初_ニ之_ノ即位_ス
と_レ辭_ヲ。善_キに詔_シ。また除_リ賀_レ使_{以外}。不_レ召_ル。則_チ汝_等所_ニ見_ルと詔_シ。つ
き_ニ入_ルもの_ニ。事_ヲ著_シ。此_ノも_ハお_シひ_わく_べき_ル。

○大友天皇の御母伊賀宅子姫の法由_ニへ書_シ。小見_レ元_レ。又上
と引_ル。國分に見_レたりとい_ハへ_ル。天皇此同胞の法弟阿閉
皇子。次_ニ小阿雅_ノ皇女_ト也。書_ニに_テ元_ノハ_ハ。但_シ安雅_ノ皇女_ハ。此
也。上_ニ小舉_ル。さ_レる_ニ如_ク。伊賀史_ニ。小和_ノ。和_ノ。二年_ニ小薨_ル。杉_ノ。杉_ノ。伊賀國。
賜_レ封_ル。如_レ例_ト。こ_ノ元_ノ。杉_ノ。杉_ノ。伊賀_ノ。地名_ヲ。有_ルべ_シ。察_シ。天
皇_ノ。法_ノ。事_ヲ。あ_リ。し_テ。後_ニ宅_ニ子_ノ。姫_ノ。本_ノ。郷_ノ。の_ニ。伊_ノ。賀_ニ。に_テ。還_リ。て_シ。幽_ニ居_ル。し_テ。皇
子_ノ。皇_ノ。女_ト。も_ハ。同_ジ。さ_マ。不_レ。て_シ。共_ニ。伊_ノ。賀_ニ。不_レ。て_シ。法_ノ。身_ヲ。不_レ。没_ス。し_テ。女_ノ。ひ_と。と_シ
し_テ。不_レ。し_テ。や_ハ。あ_ら。む。こ_ノ。ハ_ハ。与_ル。多_ク。王_ノ。の_ニ。在_ル。状_ヲ。も_ハ。准_ベ。て_シ。せ_め。て_シ。い_へ
る_ニ。又_ニ。同_ジ。天皇_ノ。の_ニ。紀_ノ。十_ノ。市_ノ。皇_ノ。后_ト。及_テ。天_ノ。武_ノ。天_ノ。皇_ノ。此_ノ。法_ノ。行_ノ。末_ヲ。を_レ。書_シ。不_レ
考_ル。ふ_ル。ま_づ。十_ノ。市_ノ。皇_ノ。女_ト。ハ。天_ノ。武_ノ。天_ノ。皇_ノ。の_ニ。皇_ノ。子_ト。ま_づ。し_ミ。こ_ノ。

る時の後女にて大友天皇も皇子にておけししんる時
人子娶ひて。葛野皇子を生しぬひん。此皇子の薨ぬへ
る。後天皇の十四の然る。大友天皇の後世も嗣有ひて
活時と詠れたまへ。明了壬申の年此大事の萌々了頃。密に活書字吉野宮に告し
の小事あり。此事ハ。扶桑略記云。世傳云。大友皇子之妃
記せ。水鑑愚管抄等も其由に云。宇治拾遺物語ハ
父の殺されぬはむ事ありし。みかやうふて。いさふひわび
さむとおほし。れど。をへまやうふて。いさふひわび
ぬひて。納のつみ。みやきのあま。いさふひわび。いさふひわび
きて。おし入。まて奉りぬへ。といへ。此下。いさふひわび。いさふひわび
も。いと。謬。ま。説。ち。の。件。の。祝。ハ。實。を。さ。し。近。江。の。湖。ハ
殊。ま。て。大。友。集。十。三。卷。不。載。さ。る。雜。奇。の。中。近。江。の。湖。ハ。十
こ。由。又。万。葉。集。十。三。卷。不。載。さ。る。雜。奇。の。中。近。江。の。湖。ハ。十
有。八。十。島。の。島。の。崎。々。在。た。て。る。花。橋。字。末。枝。不。織。引。包。け。甲
枝。又。鶴。懸。け。て。枝。又。鶴。を。懸。け。汝。母。女。捕。ら。く。ま。知。ら。交。汝。の

父を捕らくを不知。伊蘇婆比居るよ。鶴よ。鶴よ。見えとる
た。尋常の奇とハ。ま。こ。え。ん。然。る。よ。起。又。近。江。の。湖。云。こ。と。因。も
なく。い。ひ。て。と。る。ま。つ。け。て。案。に。こ。の。こ。ろ。吉。野。宮。と。の。中
ま。つ。き。て。よ。め。る。詠。奇。の。又。ハ。童。謡。な。ら。む。と。推。察。ら。る。事
何。を。試。又。解。辨。へ。む。と。い。は。さ。る。ハ。ま。づ。此。奇。の。表。ハ。近。江。の。國
字。捕。ら。む。と。い。は。し。起。ま。て。裏。の。意。ハ。近。江。の。湖。云。こ。と。ハ。大。津。の
朝。廷。を。い。は。し。末。枝。不。織。引。懸。け。と。ハ。吉。野。宮。に。坐。り。大。海。人。皇。子。妃
鶴。野。皇。女。居。二。方。を。招。き。捕。ま。り。せ。む。と。爲。ぬ。へ。る。設。ま。た
と。へ。さ。て。船。と。船。の。媒。鳥。ハ。大。津。又。坐。り。十。市。皇。女。又。其。御。腹。の
葛。野。皇。子。又。當。て。た。る。ま。て。を。な。さ。る。ハ。此。活。二。方。の。吉。野。此。活。二
方。又。所。縁。の。深。き。に。因。て。誘。へ。招。き。て。捕。ま。り。然。と。も。知。り。ぬ。へ。何
の。所。心。も。無。く。お。し。ま。せ。る。遊。む。居。る。よ。と。い。ひ。て。何
の。諭。し。告。せ。る。詠。言。と。ぞ。ま。せ。る。遊。む。居。る。よ。と。い。ひ。て。何
將軍。坐。遣。せ。し。る。時。怪。し。ま。童。女。の。出。て。詠。へ。る。歌。ハ。清。間。城
入。彦。は。や。巴。の。命。を。凶。せ。む。と。盜。ま。く。不。知。女。遊。む。と。詠。大
城。戸。よ。武。壇。安。彦。の。謀。友。の。表。を。爲。ら。く。不。知。女。遊。む。と。詠。大
ひ。合。さ。る。な。ま。の。童。女。の。歌。古。事。記。不。る。尤。異。な。る。句。あ。れ

と。統ての意を同じ。さて又上件の方葉集の哥よ。伊蘇婆比と
書る伊ハ阿の。誤りてあそむひるべしと賀茂大人の説を
述たるは隨へるふ。又惠慶法師集珠にわらむをあたて、
多とる。おもふ大とふき世なる法しむら多の。今日ハるく
したてぬる。ある法し。とこ由。件の哥のかくて大友天皇吉野方
趣いさ、あかひ合されてるむか。くて大友天皇吉野方
の軍不堪させぬはて。法みづらうとれして崩るぬひるふ
妃十市皇女ハ。いつの間ふの遁出ぬひた里々む。つむ法父
天皇の法許ふるむいたまおはしりし。る
天璽の神寶を此
出で奉らまむ此事上は述然ハ父命ハ孝ある法ら
へる事と併せ考て察るべし。然ハ父命ハ孝ある法ら
ろおきてるるべの免まど天皇まで御夫よさへましりし法
事ハハいと忠貞ふるぬ法行よあむおはしりし。る。天武紀
七年正月此條。是春將祠天神地祇而天下悉被禊之。豎齋宮

於倉梯河上。夏四月丁亥朔。欲幸齋宮。ト之癸巳日。食下仍取平
且時警蹕既動。百寮成列乘輿命蓋。以未及出行。十市皇女卒。然
病發薨於宮中。由此鹵簿既停。不得幸行。遂不祭神祇矣。癸亥三十
日。霹靂新宮西廳柱。庚子日。葬十市皇女於赤穗。と載られた
るよよ。理て察ふ。天皇の日子トへてさは。あ。嚴重。又神祭
にも。此し。あ。期。よ。及。已。て。皇女の卒に。薨。ぬ。へ。る。も。あ。の。つ。か
ら。時。あ。ひ。た。る。よ。ハ。あ。う。て。も。は。ら。大。三。輪。神。の。法。崇。ま。て。あ。る
信。ふ。を。ハ。万。葉。集。よ。十。市。皇。女。薨。時。高。市。皇。子。尊。御。作
歌。三。首。と。あ。る。第。一。よ。三。諸。之。神。之。神。須。疑。已。目。耳。矣。自。得。見。管
本。名。不。寐。夜。叙。多。目。字。通。本。具。と。あ。る。字。一。本。よ。據。王。管。ハ。本。書
監。と。あ。る。草。体。の。相。似。た。る。よ。よ。理。て。傳。写。の

誤たるるる傳し。本無本書作共とあり加茂翁の本名の草書
を見誤りて字ひのたたるるべし。といをれとるよはし傳
し。のくてもよとさよとよしぬへるを。前より皇女の大三輪神の
も同翁のよ從へり。此をふそち三諸脚心なる傳くおほせ。不祥傳夢しぬひて
神の法事を互脚心なる傳くおほせ。不祥傳夢しぬひて
思しぬへる由を語ひたし。然怪しく畏きさまにて
覺ぬへるよよにて真に其神の崇をせし事覚り畏しぬひ。
かつ慕ひ衰しぬよおほし寐の夢にハ。三輪の神杉のし見え
て。快寐忘るよ夜の無きよとる。なべし神杉の事也。六帖小三
輪神の法歌とて。ウの唐ハ。しとの山本。忘しくハ。とひらひ表
了也。杉立る門。と云歌と元と也。此歌古今集雜部よ入て題志
らひ讀人知しぬとあり。六帖よ三輪神の唐哥と云へる。倍
可とれと。その可く神本よ杉樹のありぬるよ依て。俗説よ
し云出つるるべし。袖中抄よ諸説を載たれどいつれもい
と志とけるを説よて採るよたらぬ。さて今も此神山ハ杉

多く。又神木ありとて大なる古杉樹のあるるとをおもへむ
上詰よ神杉とて。畏き杉のありぬるを。それよつきて皇女
の不祥夢をいぬひた。あし第二子。神山之山邊真蘓木綿短木
綿如此耳故尔長等思伎。まほし。皇女の三輪此神山の邊にて。
木綿のよ短支な見えぬへる。又ハ神の賜をたる由などを
夢しぬへる由を語りぬひ。命の短るべき誨の兆ありむ
と占せて。畏し悲しぬへる子。皇子ハ如此る夢の故よ依て。い
可てさる事はおはさむと。和平小思ひ居りぬひつる。其誨
の如く。傳命の短くて。かく卒然よはるるなりぬへるを。
然し悟らで傳命ハ長くおほし。可きむと思ひ侍りし事よ。
と悲歎ぬへるる傳し。此二首よして大三輪の神此崇を受

おひたる事著し又万葉集。十市皇女参赴於伊勢補宮時。見波多横山巖吹黄刀自作歌河上乃湯津磐村
二。草牟佐受常丹元其名常處女煮手とあるハ天武四年紀。時
二月此皇女と阿閉皇女と共ニ神宮ニ参々小事見元。時
の事にて。そハハハ。此皇女の云々の事。ハハハ。長禰の爲
まぞものしぬひたす。故刀自可皇女の命の長く幸く
まし。事さむ事賀て。よとて奉れる。思ひ合はべし。
あ。天武天皇の法うへの事ハ。ことさら不然は。皇太子も不
し立て。齋宮は建て。法自ら天神地祇を祭らむとをさせぬへ
ふ。以と法心裏。阿の法世知食々。報謝のため。ある法し。
又畏き神等。ま。大友天皇此崇らせぬ。小事などの有らむ。可
とさへ。おしは。の少奉る。る。是よ。前大友天皇の遣
玉。命て。はや。其任せぬ。ひ。家地。園城寺を建させぬ
へ。事あり。此事。ハ。下。又。四年十一月癸卯。右
久登宮東岳。妖言。而。自刎死。當是。夜。直者。悉賜爵一級。と紀。又載

られと。これ。異。さて其幸行の期。小皇女の卒に薨ぬへる
常事と。きこえ。う。さて其幸行の期。小皇女の卒に薨ぬへる
よ。皇太子。停。皇太子。ひ。たる。だ。小。田。した。小。後。遂。其。祭。を。停。め
て。せ。さ。せ。ぬ。は。ざ。り。つ。る。を。お。し。へ。バ。以。と。も。畏。き。神。の。崇。の。掲
か。て。し。ぬ。る。法。し。紀。此。後。ハ。年。三。月。六。と。さ。ら。は。法。母。齋。明。天
皇。の。陵。に。行。詣。で。拜。ぬ。へ。る。事。と。也。そ。ハ。法。で
。天。武。天皇。の。法。世。嗣。と。遺。詔。し。ぬ。ひ。た。り。し。よ。皇。太子
。立。ち。ぬ。ひ。た。れ。ど。云。々。の。事。よ。皇。太子。に。備。位。を。避。け。ぬ。ひ。更。は。あ
。可。ち。は。法。世。を。知。召。こ。と。り。あり。ぬ。へ。る。事。護。聖。賜。す。少。女。を
。む。の。法。慮。を。祭。に。ぬ。へ。る。事。紀。よ。こ。え。たり。法。代。々。々。例。なき。さ
。法。事。る。法。し。是。も。同。し。道。の。法。祈。よ。て。ぞ。お。も。く。む。さ
。皇。女。四。月。七。日。薨。ぬ。ひ。同。月。の。十。四。日。葬。す。ぬ。は。む。と。せ
。前。の。十。三。日。新。宮。を。霹。靂。した。る。を。始。よ。て。年。々。は。變。妖。あ
。し。事。上。世。も。後。世。も。し。き。こ。え。ぬ。許。以。と。多。の。也。紀。を。見。て
知。る。べ。し

去のるを。十二年正月の紀。丙午詔曰。云々。朕初登鴻祚以來。天瑞非一二。多至之傳聞。其天瑞者行政之理。悞于天道則應之。是今當于朕世。每年重至云々。と詔ひ。又と何不豫志を人。をれと。事實ハさしあふざるを。

乃事の度々坐すしんる。十五年に及て。六月十日。天皇病

崇草薙劔即日送置尾張國熱田社と紀。載られたる。その草。前より許し迎へ置き奉る。ひたした事。紀に載られぬ。永録八年。僧道器の撰べり新撰和漢合圖。天武天皇十三年の下。村雲劔自熱田宮被置内裏と載る。當時古書に云えたる。採りて録せりとのある所。然るハ神劔の威徳を假して。神崇を免ぬ。むとしぬへる。かへして其崇をさへし得たり。きまらり。たか。或説は神劔を天皇の詔許し安置する。時よ皇の事あるといへる。何の證もなき。推量説とぞ。きこえたる。但し應安の頃著たる年代記。天武天皇二年。叢雲劔熱田に送と記せる。道行の犯行の時。よ。詔許し安置する。二年。送置ぬへる事。のありし。さらば十三年。ハ再迎

へ奉りたまひたるを。然るハ文明の頃記せる。搦田職業と云ふ書。草薙劔を道行の盜奉らむとせし事。引つ。けて。天武天皇朱雀元年。よ。詔を召て内裡に置る。といひて。此劔後の世々々かけて。大詔許し置きたり。る。壽永の頃。事の時。西海に没たす。へ。如く記せる。ハ古書とを疎し。よ。わしたしたる。謬説にて。いと。累くいと。由し。き。さ。よ。こ。そ。何れ。これよ。皇後御病の安和ぬはむ為。し。は。佛字たの。ぬ。ひて。僧寺。又。皇。と。佛事をし。行。せ。たまひ。中。よ。十。は。四月始。請僧尼。法。み。づ。あら。も。佛。祈。ま。ぬ。ひ。は。た。か。つ。の。安。居。宮。中。と。あり。皇。法。み。づ。あら。も。佛。祈。ま。ぬ。ひ。は。た。か。つ。の。神々。よ。し。も。れ。し。ぬ。ひ。り。り。さ。る。む。ど。に。七月廿二日。年號を改。て。朱鳥元年とし給へり。御世を賀きぬ。したる。る。後。し。所。録。年號の條。よ。か。く。て。も。な。ほ。御病ハ。差。ぬ。は。て。九月十一日。よ。な。論。よ。べ。し。後。齡。神。皇。正。統。紀。よ。七。十。そ。も。こ。こ。此。む。遂。崩。ぬ。ひ。る。三。紹。運。錄。よ。ハ。六。十。五。そ。も。こ。こ。此。

天皇（まきに）此後真情と覺るひて。儲位を辞しひ僧形ふさへる。
里ひて。吉野宮小退出おはし候したるれど。なほ止事得
ぬはぬ事とし起里々れば。後よとおはしよしか。て。遂
よあ可ぬ。挙動ふら。大身つら。天下知しめ。事とふ
む。ねらせぬひよる。おほ。此天皇ハ。たゞ。る。びふとく
雄拔しき。清心きし。此。以。と。敏くさへおはし。ま。し。々。れば。か。の
壬申大事あ。後々。此政事をよく。あ。め。治免ぬ。方。清世
のほど。古例を興しも。改し。志。た。ま。ひ。ま。新しき。制を。始ぬ
ひ。方。に。ひ。た。る。深き。清心。お。きて。あ。む。お。は。し。ま。し。る。中。小。古
此例。據。里。て。姓を。序。定。ぬ。ひ。て。世人の。貴賤を。正し。ぬ。ひ。又。天

皇此日継。あ。上古。此。舊。辞。を。選。び。正。し。ぬ。ひ。て。書に。記。さ。し。め
ぬ。は。む。と。て。ま。づ。舍人。と。あ。は。禊。田。阿。禮。を。選。擧。せ。出。て。涉。み。づ
ら。其。文。を。誦。習。し。し。め。ぬ。ひ。た。り。る。を。元。明。天。皇。の。後。世。和
銅。五。年。よ。及。ひ。て。太。安。麻。呂。朝。臣。よ。録。さ。し。め。ぬ。ひ。て。古。事。記。と
ひ。史。と。あ。ら。た。る。可。推。古。天。皇。の。後。世。よ。止。ま。れ。ま。し。こ。と。ハ
て。後。世。の。後。よ。ハ。お。後。て。己。命。の。清。世。近。く。ま。で。選。び。記。し。め。お。か。き
き。後。意。を。己。ん。む。可。こ。と。を。へ。ぬ。は。ぬ。ほ。と。有。る。ぬ。へ。る。る。
唐。し。か。く。て。持。統。紀。よ。二。年。十。一。月。此。天。皇。の。殯。宮。よ。て。諡。し。奉。
皇。後。葬。日。の。諡。此。終。よ。奉。諡。皇。祖。等。之。騰。極。次。弟。禮。也。古。云。日。嗣。
と。記。さ。ま。した。る。事。ハ。前。々。此。清。世。ハ。例。る。き。事。と。き。こ。也。そ。の
騰。極。次。弟。を。ハ。い。可。よ。申。さ。し。め。ぬ。ひ。た。る。む。い。づ。き。も。よ。
は。ら。ぬ。日。嗣。知。食。た。る。れ。バ。こ。と。さ。り。今。の。世。ま。て。傳。阿。禮。
よ。其。次。弟。を。申。さ。し。米。ぬ。へ。る。居。る。し。此。舍。人。禊。田。阿。禮。の。御。語。を。う
た。る。か。と。ハ。殊。不。め。て。た。き。御。政。よ。ぞ。あ。ら。る。る。

の舎人
ともを聚て云々
舎人一等

けたまはりたるゆゑを察し、紀に天皇はじめ吉野宮に
入りし時、其の坊に舎人を遣はして、舎人を遣はして退き送りしめぬ
ひらるる。其舎人等、半許に留まり、半は退き送りしめぬ
明るし申の年、五月、舎人朴井連雄君、私事ありて、美濃へ
往く路に、近江の朝廷のありさまを見疑ひ、吉野に還り
参りて、おそのま告申せる事あり。これより、皇子悉
速に吉野宮を出て、東國に后ひのし時の後、二十人ありて
悉く舎人あり。其不此度の御軍に、はじめの不ど、舎人
の多くきこえて、功なりたる事と云へり。可くは、世知し
め、て後、舎人とも、たのしきし、おはし、愛しぬひ
殊に、法許近く、親しく奉仕しめぬ。たゞ、おはし、愛しぬひ
元たゞ、まゝ、二年五月、詔公卿大夫及臣連並伴造等曰夫初出
身者、先令大舎人、然後、送簡才、能、以、充、當、職、と、令、ぬ、へ、る、事、も、之
元たゞ、此、令、ハ、後の、後、世、の、例、と、し、ぬ、ひ、て、大、室、の、選、叙、令、も、し
載り、れ、又、職、負、令、ぬ、春、宮、大、舎、人、六、百、人、と、も、見、え、た、也、と、さ、て、阿
禮、も、舎、人、も、ま、る、る、お、記、誦、の、才、あ、る、字、選、ひ、ぬ、ひ、て、咫、尺、侍、ら
た、せ、て、志、し、し、く、勅、語、を、詔、ひ、属、け、口、又、十、年、紀、に、三、月、丙、戌、天
詔、う、の、べ、さ、せ、ぬ、ひ、た、る、あ、る、べ、し、
皇御大極殿。以詔川島皇子忍壁皇子
皇の皇子なり
ムム。中臣

連大島平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事。大島子首親執筆
以録焉。と見えたる。是も又めてたゞ、法政よるむあてんふ。然
るに、件の帝紀等の書功畢て、奏上られし、を、し、小、の、如、何、あ、る、ま
ゝむ、世、も、傳、え、ら、れ、以、と、く、あ、を、し、た、事、を、ま、う、し、ま、し、十、一、年
の紀に、三月命、境部連石積等、更肇、俾、造、新、字、一、部、四、十、四、卷、と
見え、と、也。此書も字も傳はるべ
別考かくて元明天皇の法
世におよびて、和銅五年よ。かの阿禮の記誦の文を録さしめ
ぬへる古事記成て、まゝ、同七年に日本記を撰しめぬ。元
正天皇の法世、養老四年に舎人親王天武天皇の皇子、太安麻呂朝臣
よ、勅、て、日、本、紀、を、撰、奉、り、し、め、ぬ、ひ、た、る、も、お、の、つ、り、し、此、天、皇

の清志の貫をたるよのとおしひ奉りておむ。二人はくも
たぐらぬ天皇よこそおほしき事し。この。

伴翁に稿本又再び考へ訂されたることえて頭をも
備りし事長き論ハ上りし下りし押紙をせしれし事ある
をよみて見てかく写しをへつる也

天保十一年 二月朔日 二月十六日

平野廣臣

長等乃山風下之卷

大友天皇此崩ぬへる地陵所^{ミナト}も其後の清事ともを古書ど
しに相證してつらゝ推考あるよぶ崩たよへる地ハ壬
申此年の紀は七月廿三日^壬云々於是大友皇子走無所^{ミナト}入乃
還隱山前^{ミナト}云云と見えたりを此崩所の山前といへる地ハ固
紀の下に文は別將軍云々進至^{ミナト}于山前^{ミナト}屯河南^{ミナト}とも見えたる
地^{ミナト}して其ハ滋賀郡長等山の山前^{ミナト}までそれかこの一區^{ミナト}の
名^{ミナト}を^{ミナト}しなる^{ミナト}也^{ミナト}唱^{ミナト}ハ也^{ミナト}未^{ミナト}謝^{ミナト}使^{ミナト}る^{ミナト}べし^{ミナト}佐^{ミナト}伎^{ミナト}は^{ミナト}前^{ミナト}字^{ミナト}を用
語^{ミナト}と^{ミナト}考^{ミナト}ま^{ミナト}か^{ミナト}く^{ミナト}て^{ミナト}其^{ミナト}山^{ミナト}前^{ミナト}を^{ミナト}天^{ミナト}皇^{ミナト}皇^{ミナト}子^{ミナト}に^{ミナト}お^{ミナト}は^{ミナト}し^{ミナト}し^{ミナト}る^{ミナト}時^{ミナト}の
家^{ミナト}地^{ミナト}を^{ミナト}ま^{ミナト}る^{ミナト}の^{ミナト}御^{ミナト}軍^{ミナト}此^{ミナト}敗^{ミナト}不^{ミナト}堪^{ミナト}ぬ^{ミナト}は^{ミナト}て^{ミナト}其^{ミナト}地^{ミナト}を^{ミナト}還^{ミナト}て^{ミナト}隱^{ミナト}び^{ミナト}坐^{ミナト}り

志て遂小由、しき御事此ありし其期小天皇皇子與多
王遺詔ひひくる小よ至て其地を陵所として葬奉る
後公家養して園城寺を建立與多王王號を避て大友氏と
稱て其寺此主持と奉りて供奉里に奉るハ古氏寺と稱て子孫
小傳へたるるの貞觀の頃小及て故ありて大友黒主同夜
須良麻呂等更小公家小請養して寺を延曆寺此別院として
僧圓珍小附屬し永く其門徒小傳ある事とぞ為たりたる然
る小圓珍其寺此重き縁起ハ忠あるにありてありぬ妄説な
造為出してとかくこしらへたる小よ至て實の由来ハ漸
隱れ由きりてそれ大友氏人し遂小をの御寺に離まし衰

へはてりたるかくて其後園城寺と爭論以て後て度々寺に
焼れ什物資材を失ひ乱れてみたまはるよよ至て可なり
其傳ハ失せけて天皇此遺詔よりて建られたる由来を
し陵所を此地なりと云ふ事したえてしれ矣ありしもの
と云ふ思はるるにいかく推考へる事の證を平つ古今和歌
集目錄此書顯昭法橋の古今集註に藤原仲實朝臣の作なり大
友黒主傳の條小皇代記云天武天皇三年甲戌大友太政大臣
之子皇子と云ふ稱せられたる大政大臣としし書るを御世の
あまさま小憚りて其官に補して坐すし其時之稱して
て書るものあり下より引く書るものあり其意未だりひして
書るに子字を孫と書る本ありハ誤なり他書ともよし證
ありて子とあり與多大臣家地大臣とハ上り大友大政大臣と
書るよりけり記せりして是を

大友天皇の御事不記家地といは此天皇の太子よおとし
可し^り時の宮所よ上小いへる如く山前の地ときこゆ
不^は下^は論^{造御井寺}註^{云く今の}依^{父遺誠}建立^{云云}父と
ひ辨^{ふべし}三井寺是也
多の父よてを^る大友^{天皇を}さして申^{さる}る^る金堂内陳柱記云今年甲戌右大臣
大友與多等建立^此伽藍云^く過康平年中見出之とあり已^さ
き小京にあ^るる^る時東寺小藏^る古文書ともを阿^まと見^こ
る中^小康平二年^{己亥}八月十八日作者大學頭定範朝臣と撰
題^{せる}園城寺龍華會縁起^先祖大友與多奉^為天智天皇所
建立也本是大政大臣之家地とあり^{此文の前後所^く以^たく}
て文字讀^りこ^るる^る上^小引^たる^る皇代記^小金堂内陣柱
全^くハ元^寫し^とめ^ざり^まし^とい^へる^るて^すの^康平二年の事^不て
記^す過康平年中見出之といへる^るて^すの^康平二年の事^不て

當時中絶て知らざりし金堂の内陣^る柱の記文を見出し
て其寺^を建^たり^また^る系縁由を知^り歡喜^て龍華舎^とし^ふ事
乎行^ひた^る時定範朝臣^の事^也縁起^を作^れと^るものあり
ん^と與^多ハ天皇の第二の皇子^不て他書^ともに與^多王^とも
記^せる^る此^多王^の其^子孫^の事^ハさて此御寺造^営らし^采
あ^へる^る来^由ハ上^小引^たる^る金堂内陳柱^記皇代記^のほ^のり^も
扶桑略記天武天皇十五年の下^小是^歲大友大政大臣子與多
大臣家地建^御井寺^今三井寺是也依^父遺誠^建立^之注^小私^云
若天皇崩後建^立之^欽可^考と記^す年中行事秘抄^よと此本文乃
引^たる^る如^く天武天皇三年^として^如此^記を^濫觸^抄よ^十
五年の事^として大友皇子之^大友^与多^於此^父家地^造三井寺

云云と
いふや
元亨釋書元亨三年僧師練撰
録して奏上皇曰園城寺者大友

與多所建也云云大師薨大師ハ太政大臣の唐名大友天其子

與多兼願命奏天武帝創之元是大師之家基也皇の所事はかく申せるありとも云へ此

元此ハ下全又水鏡元も此天武天皇此改元十五年と申元小朱鳥

元年と年號をハ八られた同年大友皇子の御子与多王父

此詔ハ置し小よ王て三井寺をつと里をひしる里と記せ里

水鏡印本異本ともに与多王の三字は脱し同年をありる年

と記せ里さて上よ奉たる書とし小所寺建立の事を天武の

御世の三年とも十五年とも今つる當昔の事状を考る記せる由を下論ふへし

た是小天皇大御身づり崩らはむと志ぬへるいまはの期

と與多王を召て太子におはしましる時の此山前の家地

日あり此を奉るの
一併に探り東寺
年代記し初大友
与多美天武帝所
建也と

尔此地をかち山前を里寺を建立へき由を遺詔ぬひたる

志を里さて然るに召ぬへる趣を畏くもおもひ奉る崩らひ

たる後骸をバヤカて其の家地に葬奉り後小よきに計られ

申して其處小寺を建立て與多王小司里奉仕しめて御靈の

鎮坐し處と志ぬはむとあるべし志るハ龍萃會縁起小奉

為天智天皇所建立也とあると事た可いてきこゆまと其ハ

志のかし大友天皇の後此御世のさまなしは可里をひて志

志可と志しらへ申ひへく志召ぬへるもあるへく又与多

王の心としては可く志申ぬへるにてもある情を申す

に聞食いまぬひて其實を遂させぬへる志しきてまた

天皇崩ぬひまを。與多王をからむひて了ら御殿を其
地ニ葬奉りおきて紀一七月廿三日崩ぬひるを將軍等
其師頭を賜て廿五日一不破宮ニ捧奉
りし見えたる後又其師を具へて葬
奉りしありてしある可しある也天武天皇の御世
とあるその三年におよびて遺詔の如く其陵地ニ園城寺を
創建られて與多王を司奉仕しめぬへるを此師寺は後
改たるを其ハ上ニ引たる扶桑畧記皇代記
等ニ注し又下ニ引く書とも見えたりさて與多王は
右大臣大友與多も書しに記せるハ大友天皇即位しぬ
ひ此職ニ補されておほしるを御世更えて後ニ園城寺を
とよしてハ舊のまに然ハ唱し來れるまやがを書しに
も記せるものあるべし又大友の氏ハもはる父天皇此皇子

小おはしおしる時の御封此地名ニ依り裡ハ御名代の
意志らびるをみづる然を給び賜ひたるありし故骨ハ
ゆるま子孫ニ村主の骨を称無可を
へり其由ハ下ニ論ふ所しかくて其園城寺建られたる處
はるち謂ゆる太政大臣之家地ニて天皇太子ニ可しる
る時の宮地を其所長等山の山前をこれかこ山前
といへるハ決て此地を懷凡原の刑部卿山前王と見えたり
やありむ王等の名称ニ粟津王大上王など一區紀小乃還隱
の地名を名称としぬへる多きハ古の例なり紀小乃還隱
山前小云と記さるるハ軍場より山前の故宮小還隱
云坐して遂小崩ぬへる由あり此地小御事ありしと
明かり紹運要畧小ハ於近江國粟津自害とありこの粟津ハ
今昔物語集ニ天智天皇の粟津都と云へる字ありし五

かくて

小いしへ粟津ハ大津すまのめたる大谷よも呼て。さて扶
然も語傳たす小て。河の違へるよハある後可くは。さて扶
桑略記水鏡小此山前小遷ぬへる事字廿二日辛亥の事とし
て明る廿三日壬子御事あるし由記せるハ委き傳よて別よ正
しき書小ふれるるる居し但し水鏡印本小廿二日を廿一日
と書至今一古写本は據至て云よ
山前の地の事字谷川士清云今三井寺よりや、東の湖邊よ
山上といふ里あり山前の訛るるらむといへれど地理合
されハ諸ひあり山前ハ長等山の山岬よて今の三井寺の
地よ合へる山上も古き地名ありむハ山前よ相對ひたる
こととき地名ありむ山前の地名ハ三井寺の時めまゝ紀小
く世とる至ておのづから廢たるともやあり
廿二日辛亥別將軍等各自三道進至山前也河南と記されたる
はそのかゝ三井寺の前を北よ至南さまへ流れたる河の在
るむを其向よ也し居至て通め奉れるる里故堪ぬははしそ

明る廿三日壬子ありて遂小御事ありしありかくてぞ別お
軍等も通め奉
ある趣も其事ありし居ありさまよさて其山前の河ハ今
く通至てきおあるのしありしこ
をれるるむとたふおしはるくもあづむるされど古ある
志川の後世よハ個をばてたる又古と後といたく革至たる
るど諸國よ多かる例をれば山前あるも既よ個せたりし知
られをもるしありへしるは其わし其の卿人るををかされ
さらひてよく搜索べきあり
どいま試よ云ほ今時山上といへる處の北小湖よ入る川
のあり字をれば山前宮北前面よ廻ラして北よ至南さま
小鑿通し湖小入して宮地の結構とせらまたりしよもやあ
らむさて又士清の日本書紀通證小三井寺號長等山在滋賀

郡金堂内陳柱記曰天武天皇十五年丙戌大友與多麻呂建立
此伽藍与多麻呂大友皇子之第五男也見當寺傳記と記せり
この柱記の文上より引たる古今集目錄(載)皇代記あると事ハ
同じくして文の異なるハ彼も此も共小要を採りて記せるハ
あともおとほるまで御寺建立の事ハ彼ハ天武天皇三年と
記し此も十五年丙戌と云ふて其年のたがひて聞ゆるハ彼
寺造寺の經始を以て此ハ造畢たる年をえて記せるを其
鑑費抄又大友與多父太政大臣の願命不任せて清見原御門
尔券して天武天皇三年甲戌より同十五年に至るまで小堂
作置て園城寺と號と云へるより證と云べし此ハ決く古

上女説を

縁起の類不見えたる正し傳と聞えたる但し此外の説
乃採りあつめて記したるハ採り上より引たる杖桑略記水
足らば其田稱事ハ下より引たる杖桑略記水
鑑等又十五年とあるハ造畢の年をえて云へる傳あり其の
畧私云とて云くと云へるハさて古今著聞集建長六智
いさど考のおよばさるるを年撰六智
證大師御起文云色葉字斐抄園城寺の下又本朝文集云とて
二書の異本字も此比見て誤脱の字を訂して引るを又其の
稱可謚あるをさて此起文の趣新羅口の明神延曆寺の山王と
託すといとも甚しき妄説を附會たる其意あらむして他書と
もよも考証して其の實を採りて加ふるを予依山王
へさるしるを故のへりて虚実よくしむるなり
御託渡於大唐國受持佛法還本朝天安二年六月歸朝と天台
座主記しこえた皇帝王編年記し天安二年六月歸朝と天台
唐六年といを皇但し歸朝を座主記畧本ハ天安三年己卯

七

とあるを 海中^ニ尤翁現^レ於^レ予船而^レ爾我新羅國明神也和尚受持
 違^ハ入^リ 仁法^ヲ至于慈尊出世^ニ來向也者如是言說之後其形既隱予着岸
 申公家即遣官使^テ巧受持^レ仁像法門被運納於大政官于時海中
 老翁亦來云此日本國有一勝地我先至彼地早以點定申公家
 建立一加藍安置興隆佛法我為護法神鎮加持矣所謂仁法是
 護持王法也若佛法滅者王法將滅矣海中老翁云此は新羅國明神といふを假造
 言して其は事つげり仁法を弘めむとせる其巧なる其中心は
 此日本國有一勝地云々ハ陰に園城寺をさしていへり其中心は
 此園城寺を得むと巧める謀詐の爲造神語をささるるなり予出登本
 山千光院本山ハ延曆寺千光院ハ其時圓珎が住持の寺なり從千光院至山王院爰山
 王託^宣早佛像法門移運此^所者比叡山明神國明神なり 爾

此地者比叡山末代必有喧事歎其奈何者谷受北長下也其内
 此山可盛事今二百歲哉我見勝地來世衆生可為依所與隆佛
 法護持至彼地可相定者我見勝地ハ陰に園城寺をさして
 いへり其の處は比叡山より勝
 地也其處ハ其處ハ寺を定めて仁法を興隆せしと明神
 の示へる由を明神山王山王の比叡山
 別當ハ天台座主記を按
 安語をるるなり曆寺の別當なり私号別當天安二年八月西塔西塔詳るる
 十日入滅年八十とあり圓珎の師なり和尚西塔建立とあり此西塔西塔詳るる
 和尚西塔建立とあり此西塔
 の後此主持ときこえたり予共^到近江國滋賀郡園城寺此
 年を記さ、是と元亨親書の教待傳は此時の件の事を記し
 て元安二年の事とせるハ圓珎が歸朝の年より他の記より
 合へる下小筆をを見て知るべし此起文より歸朝の時の事
 引つゞけて考たまた其問寺案内於住僧等爰住僧等申云
 不知案内有一人云老比丘名謂教待出來云教年百六十二也

類抄よよ至て加へた匡今三井寺此邊より此四至を檢ゆる
まづ東云とハ湖上及以て其塚に標木を立たる事
立と謂へる云とハ此所文小到寺領湖邊之江取魚鱉とい
へ至て湖をもたゞに宇弥といひ字と海とも書る事也
又例多し此國名を淡海と書るも其字に海と書る事也
秋山章の豆列志に其國に傳是る信教記といふ書に引
曰孝安天皇時熟視西作東境凡致地跨伊駿相三列分其城而
良材立波心号目代木西江名駿津南岸号伊豆地東濱名相模
津と記して其附録云是木と和歌に刺矢亦印木とも國分
木とも云三桓の木を歌小足柄や管荷の湖のけり木
三國を分けてたつち白波枝り又以て真中を心とり木
けりハらるる里湖水の雲中をり事不古今集甲斐哥
甲斐の山嶺守さやよしみしりけり事不古今集甲斐哥
の無名抄ハハらるる里湖水の雲中をり事不古今集甲斐哥
いへる行なりとほらるる里湖水の雲中をり事不古今集甲斐哥
代の字を用ひしるハ目印の美や箱根人又問ふよそ此木
今も存至て早して湖水減ぬは水上三尺をり事不古今集甲斐哥
しとといへると云る信教記といへる御世の事ハ件の掉立
社と當時の日記して其湖上は標木を立たる事ハ件の掉立
よおとひ合はれ信し次は南限大聞下路とハ逢坂の園此る至
西限國塚峯とハ山城の塚とハなるはち長等山の峯なり此

限崇福寺此寺一名志賀と稱ひて古より今にかゝれり元
亨秋出に回珎の園城寺を得た後之事又大友大師所捨
四至界畔依勅全歸且免宮祖永充寺供焉と記せるハ件の四
至界の中度混あましと歸しぬへる由あり但し大友
大師所捨と作るハ事違ひてまに大友の上は為の字此脱
たるよて為大友大師所捨と云はれ然らば師練の信聞の疎
なるなり
教待大徳年来云獨可領此寺人渡唐也遲還來之由常
語而今日已相待人來也可出會者今以此寺家奉附屬此寺之
領地四至内專無他人之領地而時代移人心謠曲當國刺史稱
私領之地然而氏人無力辨定早觸國可被糾返者
以上都堵年
麻呂言
王 附屬之後山王還給明神住寺北野無量眷屬圍連他人之所
不知見也見知明神住給野來與之人引率百千眷屬來向以飲
食奉饗明神之處无比丘教待到於彼明神之在所遊以喜悦即

比丘與輿人形隱不見于時問明神圓珍可明神此比丘與輿人忽不見是何人耶明神答之先比丘是弥勒如来為護持佛法

住給此寺也輿人是三尾明神神名帳高島郡三尾神社あり

とこそよ水尾明為訪我来也者附屬之後以下のおもむきハ

神の事をいへ至新羅明神ハ住至寺を護至又三尾明神

て山王ハ附副を至新羅明神ハ住至寺を護至又三尾明神

の時未至ひて明神を饗し教待ハ弥勒の化身ある此

時至隱きて見えぬ此寺に住至て佛法を護おれと云へる

不可ある中よいとむし甚しき偽言又ぞありけるか

可ふ多ふれ言とも都堵牟磨等予還到寺教待有様問都堵牟

呂專不知此先比丘案内年来此比丘不魚不飲食不酒不濁飲

常到寺領湖邊之江取魚鱸為齋色之菜而欲揚和尚忽隱之悲

哉悲哉不惜音哀泣今大共見僧房年来于置魚類皆是蓮華

葉根葉也於是知不例人之由本朝神仙傳にも教待和尚者近

顔如元唯愛少年女子兼食魚口慈吐之變成蓮葉後逢智証

大師讓園城寺地曰待君来守此勝地自今可被弘佛法言訖而

失と記せ至さて此教待の事は推察し了師寺の志の衰へ行

て方便不可するは教待うれと了せ法師よ長安し

て健よて有るは都堵牟磨呂可語りて馬寺に預け房よ

住せ置た少々を圓珠をかたりひ合せおきて圓珠馬寺を

行て都堵牟磨呂に達するは圓珠と共欺きをのりして

遂は片寺を附屬をさせ後教待ハ道にせよるるを教

待常魚鱸を捕食ひ于魚池と貯へたりける異行をよを

所は圓珠を云ひ合てその道にむとにる期はかて蓮の葉

ふと取換へ置たりけるをのれハ弥勒の化身ある可今ハ

ととの佛は還至て此寺を護至へきよし言遺きたりるとあ

る希らしかく交する園城寺は教待堂といふ可古きものよ

二歳ありしとの疑をされど己の齡よりけり創建の年頃
をいへる語をよ上よ云へる如くおほれた合ひて聞ゆべきを
この寺の創建の年ハ慥なるにバをよ上よ合ふべきハ可
をいへる年の數よ合せをいへるよ上よある候し
待己隱我院早可被興隆者也者予問爾此寺名謂御井寺其情
如何氏人答曰天智天皇天武天皇持統天皇此三代之天皇各
生給之時最初之時御湯科水汲於此地内井奉浴之由詞詔来
件并水依經三皇御用御井寺者予聞此縁起漸見地形宛如
大唐青龍寺奉受附属別當西塔共還本山別當共奏事由勅急
造唐坊佛像法門運移此寺唐坊之後唐院とも稱へ玉圓珠
の唐よ金將來まゝる仏物予置る
所ときこ田延歷寺より前唐院とてありし最澄の前より然もの
したるし處に聞えたまをよ上よ准へたるべし仏像法門
運移此寺とハ前より比叡山より山王の託り彼山よりいひた
るんるよ新羅口明神の云々と云へる由よ云ひありして此よ

しものせらるるをよ上よの別當共奏事 予改御井寺成三井寺其
由云云とことハ下よ辨へ論ゆべし
由何者件水三皇用給之上此寺長為傳法灌頂之庭可汲井花
水事令繼於弥勒三命曉故成三井寺といへ玉この御井寺と
稱不謂の俗詞
を信したし三皇とも大和よ誕れさせぬるよ何の由
何をよ上よの三代相續くはるよ上よ此地の井水を後産湯よ用ひ
ぬよへき今推考するよ上よ此の御井ハ天智紀よ九年三月甲
戌朔壬午於山御井傍敷諸神座而常帛とて元たる山御井よ
て今昔物語集よ寺の下よ井筒を立たる一の井ありていひ
釋書よ寺之西岩有泉水といへるも其ある候し共よ全文よ
下よ擧へしよ上よ其三井よ上よ其地を御井と呼ぶる
へるを御井の例の偽言説をかまへ三代の天皇の御産湯の
由縁を造言して里俗かとようべよ上よしけよ上よ元亨
きのせ置て起文よ如此ハ記せるものある候し
釋書小曰園城寺者大友與多所建也云々大師薨其子與多兼
願命奏天武帝創之亦亦元の儀是大師之家基也天安二年

圓珎法師云、到寺問經始寺僧時老比丘來曰我名教待年一
百六十二傳聞寺成以來過我壽者殆二十歲現今有壇家之孫
乞問彼侍即呼彼人來大友氏具說寺事云云教待年曰
天安二年園珎法師云云到園城寺待見珎如舊時有壇越大友
氏云、珎還寺問大友氏侍公本貫何所生平行業如何大友曰
不知何人居此寺 珎問大友氏曰此寺曰御井何答曰寺之西岩
有泉井天智天武持統三皇降誕時汲此井水為浴湯俗因號御
井寺云々乃改御井為三井曰取三皇浴井之事也脚三和又曰
我詳此水為三部灌頂之關伽至慈氏三會之期故改三字耳珎
與二僧還詣關奏三井事勅造一字各唐坊移尚書省經籍置焉
今日唐院○此文都堵牟麻呂の名を擧げして大友氏とのこ
いふを與二僧還詣關とハ起文又別當西塔共還本山別當共

奏事由勅急造唐坊仏像法門 又大友大師所捨四至界大友の
運此寺といへる趣あり 又大友大師所捨四至界上は為
字脱たるる信くおもえふ 依勅全歸且免官祖永充寺供焉
事上論へる可ことし 考へて記せるものあり中より大友大師 義尚朝臣の請より至て長亨二三年の頃中御門藤原宣胤卿
といを 僧知達此書の便蒙に按此事見大師起文蓋本書 考へて記せるものあり中より大友大師 義尚朝臣の請より至て長亨二三年の頃中御門藤原宣胤卿
の撰ひて進りたる書なる至本名を帝皇系圖といはるる
よ大友皇子此御子に與多王の子は都堵牟麻呂その子よ
黒主次よ夜須良麻呂といふ字載られたる古今集玄旨抄よ
皇子曾孫與多王孫都堵牟麻呂子とあり 黒主夜須良麻呂の事を下よ擧べし 尚た今昔物語集治
大納言隆國師の筆録あり 此卿承保元年薨ぬる 今昔智証大師比叡山の僧とし
て子寺院と云所よふむ住むひる而る天台座主とて

彼院小住ぬひくる天皇より始め奉り世擧て貴ひ合へ事
無限し而る間我門徒を別立てむと思ふ心有て我門徒の
仏法を可傳置き所の有ると所々に求め行きぬる近江國
志賀郡に昔し大友友を伴との皇子此起たりける寺あり其
寺に至て寺の躰を見り小極て貴支事無限し東に近江の江
を護へたる西に深き山あり北に林南に谷あり金堂ハ瓦を
以て昔より二階にして裳層を造たり其内は丈六の弥勒在
りた寺の邊に僧房あり寺の下に石筒を立たし一の井あり
一人の僧出来り此寺の住僧ありと名乗て大師に告て云
く此の井一也と云へし名ハ三井と云ふ云く大師か

く聞てかの有つる僧房小行て見れば人氣も無し但し荒た
る一の房あり平極めて老たる僧一人居り此僧の名教代と
いへる由下文に
見由上より引たる起文等にて教待と委しく見れば鱗骨ると
書たる傍の事にて合へり
を食ひ散らしたり其香カ散らた事無限しこれを見て傍の房に
ある僧は大師問て云くこの老僧は何なる僧そと傍答て云
くこの老僧ハ年来此江の鮎などを食ふを役とせる者あり
其外は便は為事なしと大師云く老僧を呼出て語ひぬ
老僧大師に語て云く我此所は住して既に百六十年を経た
り起文よりハ生年を百六十二
歳といへる由記せり此寺ハ造て後此間四五歳はか
らぬ起文より建立以後経百八十餘年也とあり後又書入れむとて
字は空あるをたす

この云云而る小この寺は可持人無可をつる小今日幸
了る云云云而る小この寺は可持人無可をつる小今日幸
大師来りぬへ至然れハ此寺は永く大師に譲る奉る大師は
至外よりおき人無し我年老て心細く思ひつる間可く傳へ
奉る事喜まされやと云て泣々返ぬ云云その後經論正教を
相具し諸弟子を引具して此寺は佛法を弘め予今佛法盛る
至今の三井寺此智證大師と申れされ有り云云と語を傳へ
たると也と記されたる此物語の趣上より引たる古記ともに
符ひ御寺の衰へたるしさまるとよくきこえた至思ひ合は
べし但し大友の氏人此事をいささるハ仏を責む世の心を
らむハ語を極くはるまじくさげしと無々九バリの教待

と圓珎とのうへよ此ミかけて語を傳へるものなるかの
圓珎の起文は合考てあつるそれか御寺の有さす又
圓珎の此御寺に入をめて吾の物とせる姦計を思ひやるべ
しかくて圓珎教待を悟らむて都堵宇麻呂を欺まそ、の
よの園城寺をもて延曆寺の末寺といふはこしらへたりそ
れ證ハ天台座主記第一圓仁和尚譜○此書缺本よて以四
王所自 此座主記第一者仰久善□遂書寫之功了於寫本者雖
華本也 為令見安如此裡書本畫載面了後覽之人察之と云至
よ云貞觀元年九月三日園城寺供養寺師座 安惠阿 三礼
主田仁 咒願 闍梨
安讀師亮 惠 慈 散花 雲 堂 建 勢 以上以 大師門 身 供養 云 別 為 天
台末寺畢と記せる大師とハ圓珎の師延曆寺別當光定の事

まば此後又さらば氏人等をそとせしめてうけはせ公家
に請奏さしめ勅許を請て御寺を延暦寺の別院とすおの
れハ御寺の主持と稱ふもをんるのいふとなく延暦寺
此座主小名されれば貞觀十年所をほしまよくに
ぞふるひゆるさて其氏人の公家よ請奏の事ハ榻嶋曉筆
大永亨祿の頃ありし侍従の記せる書とて長曆年中延
暦寺より園城寺に戒壇を立むとせる事を支て公家よ奏せ
る時小彼寺の本主太政大臣大友皇子後胤大友夜須良丸氏
族連署の官符を以て申ゆる貞觀六年十二月五日狀曰以圓
珍作住持之人以園城寺可為延暦寺別院之由天下禱祈天長
地久御願可致四海八挺之恭平云云仍貞觀八年五月十四日

小官符を成して曰以園城寺可為天台別院云云と見えその
貞觀八年の官符ハこれ座主記第一卷安に貞觀八年丙午
月十四日被下以園城寺可為延暦寺別院宣旨太政官牒延暦
寺以園城寺可為天台別院事こと延暦寺へ下さ右太政官今
日下近江國符備滋賀郡擬少領從七位上大友村主夜須良麻
呂狀備太政官貞觀四年十月十七日下國符備被國解備大領
從八位上大友村主黑主等黒主等とあるハ下文より出くる夜
須良麻呂と共奏せらるるべし
此事下委解備件寺停講讀師將以十禪師傳燈大法師位四
珍任別當合加修治兼演法音者國司覆審所陳有實謹請官裁
者右大臣宣依請者以上前より黒主等の請奏せるよりすなり
珍は園城寺の別當に任されたりし由あり

以下ハ夜須良麻呂の請奏あり此頃在黒主をてよ致仕した
 事しよよ夜須良麻呂一人して奏せり候し黒主の
 事ハ下は今圓珎引率徒衆勅力修治興廢絶望請長為天台
 委云べし別院以件圓珎作主治之人其別当者先盡用圓珎血脉若無人
 方及圓宗於彼此中智行兼具少欲知足堪能者便令寺家簡定
 加口印署進官補任之請官裁者右大臣宣奉勅依請者以上此
 須良麻呂の奏請は園城寺を長く延曆寺の別院とて別當圓
 珎其寺の主持の人とて別當は云云と奏せりを許し
 たよへり由不里國宣承知依宣行之の國ハ近江寺宣承知牒到准狀
 寺とハ延曆寺あり故牒貞觀八年五月十四日正六位上行左大史廣階
 宿祢八鈞奉從四位上行元中辨兼皇太后亮藤原朝臣在判と
 載たるとして知了候し顯昭法橋の古今集序住大友黒主下

小今注云號志賀黒主為園城寺之地主依彼等之奏狀以園城
 寺為叡山之別院免講讀師責之由載官符といへりハ件の官
 符の旨をいへる事年中行事秘抄は諸國講讀師事延曆十
 預他事以煩解由自今以後宣改國師為講讀師毎國置一人云
 云と見えたり此ハ後紀可三代格るとも載らざり候文あり
 し氏古今集目錄は黒主者園城寺本主次大友黒主村主等
 以寺申智証大師寄天台末寺為遁國俊云々見縁起云云と見え
 たり黒主等の氏寺と稱へるよも心をつくるを此縁起ハ黒
 事下は擧る運署の勅記文のさして黒主等の園城寺を圓珎は
 所又云とあしひ合はべしさて黒主等の園城寺を圓珎は
 附屬して云云と事ハ右は圓珎は謀られ候事と
 と其謀られ候事ハ右は引候事と書どもに免講讀師之

責、また為道國後と見えたるより知られたる其ハ圓珎可起
文に記さる都堵牟麻呂の言不此地先祖大友太政大臣之家
地也公家塚其四至被宛給也今以此寺奉附属此寺之領地四
至之内專無他人之領地而時代移人心諂曲當國之刻更称私
領之地然而氏人無力辨定早觸國可被糾返者といへるも
よく符ひてきり元此頃よまハ百年よあまうれる前の事ハ
の間に銅の比の事を云へる條に常礼精舍忽入一寺寺内荒
涼堂宇頽落房廊空靜顧問國人口人答曰寺檀越等統領寺家
財物田園不令僧尼勾當不得自由所以有此損壞非獨此寺餘
亦然公以為云云仍奏曰云云礼精舍部内人民不知因果檀越
子孫不懼罪業統領僧物專養妻子僧尼空戴名於寺籍分散餽
於村里未嘗修理寺家破壞云云伏請明裁勅曰云云今聞諸國
寺多不如法云云宜諸國兼并數寺合成一區庶幾同力共造更
興頽法明告國師衆僧及檀越等具條部内寺家便宜并財物附

辭

使奏上待後進上と見えたるをされと此勅旨の如くハ行
れさるるむまた續紀に垂龜二年五月此條又近江口守從四
位上藤原朝臣武智麻呂言部内諸寺多割墮區蕪不造修屋上
名籍觀其如此更無異量所有田園自欲專利若不匡正恐致滅
法臣等高量人能弘道先哲格言揚佛法聖朝上願方今人情
稍薄釋教陵遲非獨近江餘國亦爾望下詔諸國葺還淳更張
紀綱仰祈聖願許之と元亨釋書に圓珎の園城寺を得たる後
の事不係て大友大師所捨四至畏依勅全歸且免官祖永充寺
供と見えたるハの此都堵牟麻呂の氏人無力辨定早觸國可
被糾返といへる不隨ひて圓珎の公家をよくこしらへて件
の宣下ありたる後又舊の如く歸し下さるる事決しさ
て件の四至依勅全歸且云云とあるをもて中頃刻吏のはあ
らひよそ寺領を没官せられたる事の証とてしべしはて

右云云子孫如く寺領を没宜せられたる大友の氏人此私領
の如くなりけるふ合せて官祖を輸し國役をも課せらるる
事となりけれハ講讀師の供養布施の給たごころに盡て寺
供尔堪ふこと事ごもの出来て衰へるを幸に圓珍社の統
主持となりて講讀師を停め寺務を執りそのなごころを衰を
興し門徒を立て天台真言の両宗を弘め繁昌し朝家小信用
させ奉らむと巧てうりく公家さまをさしうんあきて教
待といひ合せて都堵年麻呂等とそく此のしてまづ如此
とくしの附屬をうけあるものなり其を起文云其時の事を
記して奉 附屬畢別當西塔共奏事由勅急造唐坊佛像法門

運移此寺予改御井寺成三井寺といへるよて當時の趣志
れたる但しハハ急云云ハハめせるハ早く此寺は得て他の
妨の出来む事は防むむの計らふと推察られたる
但し奏事由といひ勅急云云といへるハ實ハうけはをたふ
事ハハあて既ようちこころハ置たる公家さま此下
吏ともよ言ひ合せてあこころへたるよわくいひるせふ
ものあるべしさらばハさる由縁ある御寺をもて私ハ附屬
を原事を公家ハ聞食いれらるべきにあらざるをやかして
其後まゝく黒主夜須良麻呂等をそく此のて貞觀四年
四年と八年との二度ハ公家ハ請奏さめて圓珍に附屬此
事ともを勅許せ宣下ありけれハ四年の官符ハ八年の官符
の中見えて全文ハ上

擧たる 圓珍まづ 所得ておとふに 事なしあるも此
の如し 三代拾延暦元年正月三日の官符は諸寺擅越名載
なりりり 流記已入定額豈合輒没如聞五畿内及近江丹波等
國愚罔之徒假託權勢以寺私付王臣即詐稱為擅越遂乃有犯
之僧縱任三綱寺田之類空情賣買之事多奸濫僧深東道理宜
嚴禁斷依但改正自今以後不得更然云云と見えあり此改正
の好濫事は准へ察ふたまことハ圓珍黒主夜須良麻呂等を
買得たるよしやあむ 其を下に擧る證書としよておの
ちのりり明ちりちて上に擧たる官符のごとく貞觀八年五月
十四日宣下ありて夜須良麻呂の請奏をるぶとく園城寺を
天台の別院と爲し圓珍その寺に主持とある事を許しぬ
東寺年代記よし天安二年圓珍歸自唐賜園城寺圓珍初大友
氏與多奏天武帝所建也と記をり但しこの宣下の事とを
史を載らんが又源平盛衰記よし三井寺ハ是近江の國志
賀郡擬の大領大友の夜須良丸の私の寺たりしを天武天皇

の御願を寄附し奉り本仏も彼時の御本尊生身の弥勒と申
まつ教待和尚百六十年行ひたまひて其後智證大師の草創
なりと云へり但し夜須良丸を天武天皇の御世と係て云
としつるハ訛なり平家物語よし件の趣を載たれと疎し
同月の廿九日に勅内供奉十禪師傳燈大法師圓珍弘傳真言
止觀兩宗教先是圓珍奏言云云圓珍奉詔入唐傳得真言天台
兩宗教文以添先師之遺跡奉翼皇王之至化伏乞准例蒙賜牒
身公驗兼下知所由隨力流傳擁護國家利益群生酬先師恩謹
具求法來由伏聽天裁從之と三代實錄に見えたり此宣下を
圓珍園城寺の主持となされし十日餘後の事な後に先是
圓珍奏言云云とあるて夜須良麻呂の講奏より先立て請
奏しつるを聞着しおのちて圓珍園城寺主持の勅許ありて

後以くほどもあく先^ニ請奏したる西宗弘傳の勅許宣下ハ
ありたるあり事れさまを思めぐらけはやくなり田珍以
とよく公家さまをよしりへ置たりとむ事推察^{オシカ}里知る侍し
かくて同年^ノ十一月十一日又延曆寺よる田珍を始て園城
寺の別當職又任し又三綱の職をし任したる事をこれと座
主記小載をてい^ハく同年^ノ十月十一日
被^レ下延曆寺牒補任園城寺別當職延曆寺政所牒天台別院園
城寺傳燈法師位豊珍右宛任上座職傳燈法師位傲海右宛任
寺主職傳燈法師位朝暹右宛任都維那職牒件院依大政官今
年五月十四日符為延曆寺別院已畢茲得別院内供奉十禪師

圓珍奏狀園城寺寄進天台別院興隆顯密佛法可誓護國家之
由去五月十四日蒙宣下畢望請天裁因准傍例補任別當三綱
等令執行寺務者別院宜兼知牒到准狀故牒貞觀八年十月十
一日座主阿闍梨内供奉十禪師安惠大別當傳燈大法師藥珍
小別當大法師位真海上座大法師位敏芬寺主法師慈傲寺
主法師圓海都維那大法師賀傲とありさて件の牒文又依今
年五月十四日符云云已畢と云ふるに上に舉たる官符の旨
を約めといへるあり茲得別院内供奉十禪師圓珍奏狀園
城寺寄進天台別院興隆佛仏可誓護國家之由五月十四日蒙
宣下畢といへるを官符の旨にあはせまはる五月十四日宣下

阿のて夜須等麻呂が請奏ふりて天台別院とせし事も圓
珠を主持と爲る事をも許志ぬるもそれを同日に圓珠の
奏狀に依りて云云此宣下あるべくもあはれ符旨に託たる
寺門の偽言なる事決し但し此後同月廿九日圓珠が請奏に
依りて弘傳真言止觀而宗教と宣下あ
るし事ハ三代實録に載りて上おもしろく此事此起ハ黒主
夜須良麻呂等が志ふりて御寺を圓珠に付属し天台の別
院となしむ事を請奏して御許ありつる事取るを黒主等が
事をバ一言もいさぐで圓珠が奏狀に依りて寄進せる由に以
ひ取し興隆佛法可誓願國家之由蒙宣下畢とさるに符旨に
託たる偽言して向後ニラサキまなく此人を蔑如して園城寺此事

を專執行けむとてこのやをる姦計あること著しくい
まむべきにこそハ阿のりりまを明ぬる九年貞觀圓珠
夜須良麻呂等と連署して縁起の旨を記するを是の座主記
に同九年智證大師勒記文曰とて載て云く鎮主明神御事右
當寺鎮主即日吉山王三聖也別當内供奉圓珠貞觀二年夏勸
請叡山山王三聖崇此寺鎮主以三尾明神定當院佛法外護者
宛本山護法善神時々刻々替番守護給也當寺來住禪侶勿詣
拜餘社神殿此院繁昌偏山王擁護之力也延曆十年夏四月中
申日桓武天皇有本社行幸以中申日山王託宣被始御祭加置
年分度者七人當今聖主亦貞觀七年四月中申日本宮社臨幸

攝錄臣下左右大將文武百官引率御共冬籠一七日御祭奉年
分度者七人祭勅使左近衛中將兼正三位藤原朝臣齋道也日
告祭使初也桓武天皇臨幸時於日吉社壇始法華講其會講師
故傳教大師問者南京善珠行賀也當今聖主時新宮奉幣有之
凡本宮新宮宛威光四海而赫然宛神德常時而魏々當寺傳持
禪衆俗別當等冗賢本社新宮破壞之時上奏可必奉修復勿背
此記文耳右條々子細元起委曲在右分明也於當寺別當職者
以本寺座主之舉狀寺牒不及薦次以門徒一和上可寺務矣尚
尚寺院耒居者與寺僧氏人等為互水乳之槁專離希望之心拋
且我執門執之思本山居住山修山學於寺家莫長住待時々往

來勤御願勿造房舍廣大不可三色之解僧往來入堂別當宦又
以分別當門徒禪衆若不調當吹於法螺叩於磬鐘呪祢其文名
擯出別當師主慈覺大師門徒都於不善者刊先師圓珎之門弟
之名女犯橫輩水應掃於跡圓珎之門人若違背先師門徒離本
山當院移住者可停止寺務奉行別當職若尚無義引違背慈覺
大師門徒者經官奏可停止別當職圓珎之門弟不可受南都少
乘方戒必於大衆戒壇院可受菩薩列解脫戒冗賢冗賢當時別
當寺院本願主俗別當等各加連署記勒緣起之旨但於俗別當
職以氏之老公可為俗別當仍各注記文狀如件敬白貞觀九年
十月三日俗大別當氏長者從七位上大友夜須良磨在判俗權

別當徒七位上大友主磨在判俗別當大友黑主磨在判とあり
上より引出たる揚田院筆の園城寺を延暦寺の別院とせむと
請する奏状の文此経に加之貞觀九年十月三日智證記文曰
圓珍門弟不可受南都小乘戒必於大衆戒壇院可受菩薩列解
脫戒云々然らば本末の号歴然とゆといするを此勅記文の
ありとせむと此御寺の縁起を記さむとすまがまが大友天
皇の御事より遺詔にありて天武天皇の勅許をうけ大友
與多の建立して其子孫住持してありたるを圓珍に附屬せ
る由縁を詳に記せし事なるを然る事とすまがまがも
いはべしとすの延暦寺より山王三座といするものを徒し
たしらへて寺の鎮主明神と呼て崇めたまかたしけること
三尾明神を定當院佛法外護といん宛本山護法善神時

刺々晉番守護給也と云ひ句詣拜餘社神殿此院繁昌偏山
王擁護之力也及ぞ云ひ多るハもとより圓珍がこれにして
聞ふも堪ぬ証言あるをいひなれを夜須良麻呂等さるや
むごともき代人として寺院本願主俗別當と稱ひつゝも相
うがねをていふ可ひあるたふれ言書たる圓珍と連
署しとるものと今うち讀むに阿さぬしくけとみぎとほ後
しくてふむかくせまゝ座主記圓珍が譜に寛平三年十月廿
四日圓珍が卒たる事載て八歳其前日は遺言條々を記
せし其の中に一園城寺延暦寺末寺也於別當職者以座主攀
狀先寺牒先盡用予門徒無人時以大師圓仁謚慈門弟可為別

當若予門人與慈覺大師門徒違背者同犯過本寺牒送重過之
由可停止寺務職耳一我沒後門人必與慈覺大師門徒相
互成水乳義令如父母兄弟耳云云右十二个條大師御遺言於
和尚病床之前手自握筆記之耳寬平三年十月廿八日受法面
授一乘佛子增命老僧圓敏老僧玄鑒老僧康濟老僧惟首と阿
里件の遺言又園城寺延曆寺末寺也といへどもと天台此
別院と為むや奏して御許しありて其後書どし尔と別院と
のき来きるをあらに至りて改めて末寺と稱ひ延曆寺を本
寺とし稱するところれも向後漸く俗別當の氏人此勢ある
をばもたら御寺を延曆寺の有とせむの姦計を遺せるをの

なり又かの貞觀八年の氏人等と運署の勅記文又與寺僧氏
人等為互水乳之縁專離希望之心云云と約記せりしに
こに至りて沒後門人必與慈覺大師門徒相互成水乳義云云
とのい云ひてさば可なりたしく深き因縁ある氏人此俗別當
と親しむべき由をいさざる心根をたそおそと合身信しか
とて後俗別當の氏人此事を座主記りし記せる事よく其由
くへの聞えざるハ圓珎の姦計にかゝりていへはしむる
御寺を離るる衰微たらしめる事但し黒主の事ハさして又
志の末寺と呼へるは始りて園城寺憤をふくして後遂に延
曆寺とひき出きて互に法師軍を志いふし其以れけひよ

一のせて西寺たのく朝威をうけしめ奉る世のさくらを引
出せる事ともいふを多しなり 此外ふも延暦寺の悪行の甚し
くふる事ハ多く因縁可巧な
ちじまりたる事予の著せる瀬見
の小川の末に因に附して論なり
園城寺の寺主と成りしる素より御寺の根本の来由は
忠たぐいのかの偽妄説の三井の由縁につまらぬまよくの
附會説して公を欺き奉る漸に繁昌くまうに延暦寺を凌ぐ
勢となりしるにありせて延暦寺よりハ末寺ありとて殿し
えり家にたりてまよく間あしくなりゆくほど園城寺公
又請奏了新に戒壇を建て延暦寺と等しふに物せむとし
るるを延暦寺いづく墳王公又奏し支つて強訴を企て永保

元年六月九日僧軍を興して園城寺に襲寄せ火を放て寺塔
房舎悉焚亡しし事記録とし見えたりさて其焼亡し多
るさまハ扶桑略記に御願十五所堂院七十九處塔三基鐘鐺
六所經藏十五所神社四所僧房六百廿一所舎宅二十四百九
十三宇也 己上官使
實録記也 廣考天竺震旦本朝佛法興廢未有如此破
滅今記此災落淚添點智證大師門人頻注子細雖上奏狀人
官裁云云智證大師入城以後歷百九十一年有此災乎と十
五日に重燒殘堂舎僧房等畢堂院廿處經藏五所神社九處僧
房一百八十三處俱舎宅不記載之不知其數幾乎而已門人上
下各皆逃隱山林或舎悲入黃泉といふり古事談りし件の時

此事を同じさるに載て次の章に西京座主 良貞 之時寺を焼
きりり云云云翌日又発向して始自金堂堂宇經藏及び焼
拂り云云と記さるも同度の事なり 但し良貞之時と云へ
るハ疎あり天台座主
記を案ふるに良貞僧都ハ永保元年十月廿五日座主に補さ
る治山十二年と見えそ彼六月の頃ハ前の覺壽法印座主の
時あるを良貞の其年に座主に補さ 塙囊抄にも此時焼失此
處とるをもよく混へたるなり 所々經卷文籍等の品目等を委と記してある云く大都任以
焚燒任手抱取所寺脚都合二千四百餘所聖財世實悉搜取是
積船負馬山上運盜即大船十三艘以沈為期馱馬六十足以窺
為限寺中殘所僅小堂二 如意輪堂 僧房十四宗云云と云へる
安樂行堂
此時金堂も焼たたりりれをか 康平二年に見出たる柱

記も此び多き事決し比より五年の後應徳三年七月十
日供養三井寺金堂と扶桑略記に見えたり 此後もある事
西寺の間平なり 保安三年保延六年も延暦寺より里園城
寺を焼きたり又應保三年三月三日延暦寺の衆徒奏狀を上
りて三井寺沙弥南都小乘戒壇登事停止於本山大乘戒壇可
令受戒由并云云と奏せり よるも三井寺に宣旨ありりれ
を同世日陳狀を捧て 公保延年中の起請のごとく生々世々
為智證大師門人輩永以山門侶不為傳戒師若破之輩永非大
師門弟云云 起請將背勅宣一天之下似輕皇威歎仍門人悉
所離寺也云云と 以て末寺とし天台末

戒を可停止由訴狀を上りし由これと堪囊抄に載りか
て此年六月九日ふと延曆寺の為に本堂以下を焼也された
る事百鍊抄に見えたり又文保三年古記に四月十三日園城
寺金堂供養被立勅使被許赤袈裟之間延曆寺令發向彼寺可
燒拂之由騒動云云四月廿五日辰刻山門衆徒發向三井寺大
津在家谷寺内堂舎佛閣僧房不殘一字悉燒拂畢云云寺法師
悉逐電畢るど見えたり
上件のこととて兩寺に家を凌ぎ奉る
行ひたるを罰するもあましく宿め置りしは此後の御
世に及たりたるはもほく曰珍の計巧なむじよりて次々
と奸僧とに強ひ欺れ彼を憚るる守るに像りてたのづか
ら朝廷の稜威のおとろへしありたりるを近き御世と
ありて尋常寺にごとく治めぬへして三井の寺門に取て
るさいと多そと延政ある情し

その本の由縁を忘て義理なれ事を云ひつれり諱ひるに
因て然度々寺を焼込され又其後兵火にさへ遭ひ多り終
て園城寺の倉宮以仁王の謀反に與しるるにゆりて院宣を
下して討伐しぬる事あり百鍊抄に治承四年十二月
十二日淡路守清房追討園城寺堂塔房舎拂底燒拂金堂一字
相殘此事吾妻鏡にも載て今日園城寺為平家燒失金堂以下
堂舎塔廟谷大小衆經卷頭聖教大畧以化灰燼云々と見え
ありたり源平盛衰記に此時の事を委して記して云頭
中將重衡大將軍とて一千余騎比軍兵を率して三井寺へ
突向屯云云大勢にうちたさされて大衆法師原に至りて死
せりとの八百餘人重衡勝り兼て寺中に乱入聖坊舎は火を
つけぬれを南中北の三院金堂講堂神社仏閣一字も残らぬ
燒よりり本覚院の院常喜院真如院の院尊星
王堂普賢堂青龍院といふ院今熊野同拜殿護法善神の社
壇教待和尚の本坊同し御身像七字の鐘樓二階大門八間
四面の大講堂三重一基の寶塔阿彌陀堂唐院室藏山王宝殿
四足一字四面の廻廊五輪院十二間大坊三院格別灌頂院惣
坊舎塔廟六百三十七宇大津の在家二千八百五十三宇速
二十九

火災とあるこそ悲しむ所、弘像二十餘、經卷幾千、万ぞ數を
知らば、文徳天皇の御宇、仁壽三年に、智證大師より、入唐
志て渡し、多する唐本の一切、經七千餘卷、焼くより、頭密須
史に亡びて、大小の書籍も、失ふより、といへり、但し百鍊抄、
金堂一宇相残といふるを、謬説と、きこひ、さて、作の事を、百鍊
抄通本、十二月十一日と書き、盛衰記、刊本、十一月十二日
とある、ハ誤あり、吾妻鏡を證し、根本の傳説、しまれ、く、失
せ、て、專と崇奉する、なき、大友天皇の本縁、此御事を、ハつ、由、
らば、御陵處、し、詳なき、べ、あり、あ、し、ハ、心、とし、畏く、い、とも、悲痛
き御事に、ち、む、あ、ま、ま、な、
古き漢籍讀の點圖を輯たるを、此、
中に、園城寺、所用、西墓點と注するが
あり、此圖、とも、は、延曆寺、所用、寶幢院、點、嵩野山、所用、中院僧正
點、東大寺、三論宗、所用、點、と注する、例、ち、九、巴、件、の、西墓、ハ、園
城寺、中の、地名、より、其處、ふる、字、寮、ち、との、稱、ふる、所、然、ら、
その、西墓、と、稱、ふる、ハ、し、しく、ハ、大友天皇の御墓の在り、
縁、して、ち、あ、ふ、ぬ、が、今、し、然、呼、ぶ、處、を、あ、ふ、ぬ、
所、も、ち、ろ、り、ふる、は、能、明、ら、め、ま、は、し、き、事、ち、あ、ま、
ち、れ、ど、た、る、べ、

舊の金堂の柱記文をうつぐを寫遺せると圓珎の造言交
互なるも書置る縁起文の中に真の故事此かづくこえ
たる可はやくせよを遺傳せりてかくむを考證奉れ
るハ心と阿やしむまでになむ 但し上引出たる書紀通證
ハ金堂柱記文を見當寺傳記
として注せるその傳記ハ今も三井寺に在るより又寺を
やくちびよるが世ハ傳ゆるものま 又寺を
度、の、燒、亡、の、後、柱、紀、文、を、他、より、し、との、
得、て、傳、記、も、載、と、る、もの、ある、所、し、
又、今、栗、津、志賀、郡、の、南、勢、
田、橋、の、西、が、は、よ、鳥、井、川、村、と、い、ふ、處、ハ、御、靈、社、と、て、在、る、を、大
友、皇、子、を、祭、奉、り、る、り、と、云、傳、へ、り、天、武、紀、を、案、ふる、に、其
わ、り、ハ、大、し、き、御、軍、場、と、て、大、友、天、皇、大、弟、と、於、り、た、し、ぬ
る、御、迹、處、ある、べ、し、れ、を、我、の、か、し、土、人、の、畏、と、い、は、し、み

奉りて御霊を鎮め祭を奉るなる所し此天皇の御事を
さうに土人に云ひ聞かせるむさうにおもひ奉るよしした由
を示したるまほしき事なり

心も四る大友の氏人の事ハ上に引出くる書どもこのほかに
はものに見あたらげたが黒主の事ハ名たる歌人よりあ
つかり他書どもし見えたりいまこれかきとりあつめ考
るにまづこの貞觀四年此宣言に載らぬ多る解文に黒主等
とあるを第此夜須良麻呂と等に奏したるふるへきと同八
年此度るを黒主の名ハなると夜須良麻呂狀偈と何れ一
人して奏せるも黒主ハこの解文よとえ多る貞觀四年四月

此後大領を辞し致仕して凡人とあり解よとえとる如く位
を從八位上りて止す
たるあるべし作者部類は黒主を六位の部に載れど其六
位の部はハ六位以下をわしめて載たりと見申候を遣
つるはハ何さるゝ其をいふにま第此夜須良麻呂家を嗣
き黒主六位までいハ至る處なり第此夜須良麻呂家を嗣
き黒主六位までいハ至る處なり
あるの故なるべし黒主ハ滋賀郡の大領より從八位上夜須
良麻呂を同郡此擬少領より職ハ劣りた
きと從七位上りて上階ありしハ殊ある其を同九年此勒記
功事とのありて進られしとるし其を同九年此勒記
文此連署尔夜須良麻呂ハ從七位上りて俗大別當氏長者と
稱て上首を署し次に俗權別當從七位上大友主麻呂と署せ
るは夜須良麻呂が子なるべしさて其下次に俗別當大友黒
主麻呂と署して位を書ざるハそのの既尔致仕して凡人
とあり多る事決し但し主麻呂を權別當ふれを別當黒主
の次あるべくま夜須良麻呂の子な

に課^{オホ}せてと詔たまへ至り此^バ國々よりして運びて御儲を
供奉^{ツカサマ}可^マて詣てぬひり近江の守い^ウに聞あめしたるこゝあ
ありむとあげれ畏^{オホ}きそ又むげにさしてれ^シ奉^マてむやとそ
還らせ給ふ打出の濱又そのつ^ツ終^ハす^ルべめてたき假^カ屋^ヤどそ
を作りて菊の花此^ハつと^ツおもし^シ強^クきを裁^ユて御儲仕^シふ^ハり^ニ
可^マる^ル國の守を^オれ^テ畏^{オホ}きそ外^ハよ^クこれ^ハ居^オる^ルた^ハ黒主を
あむ^ル急^キあきたり^キを^シま^シし^ルほどに殿上人黒
主を^オど^テさ^セて^モ侍^ラら^ズと問^ヒく^テ院^モ御^車を^オさ^ス
させぬ^ルそ^レに^ハ愛^スる^ハ何^レぞと問^ヒを^セぬ^ヒり^シハ人
人問^ヒく^ルに申^ケる^ハ波^ノし^ハ必^ズ岸^ヲを^シ洗^ハる^ル清^ク

くを君とま^シ就^スとのぞ^ク免^レれ^ル是^ハよ^クめ^テぬ^ヒて^オも^ト
とまりて人々^ハ物^ヲ賜^ヒて還^ラせぬ^ヒる^ル石山寺縁起^{第一}
も^シ此事^ヲを^キ記^シて^ハい^ハく^テ亭子院のみ^ハと^シ常に^ハ當^ノ寺^ニ臨^幸
阿^彌云^ク延^喜十七年九月廿日^ハあ^まり^キ此^ノ頃^ニま^りて^ハぬ^ハふ^ハ云^ク
た^ハ黒^主の^翁ぼ^のゆ^り此^ノ所^ニは^まなり^キま^りを^あり^キる^ルを^御
供^マさ^スる^ルぬ^ハ人々^ハ黒^主を^など^テさ^セて^ハさ^ぬぬ^ルふ^ハそ^トと^ノの
免^レげ^レば^ハ上^皇も^御車^ヲを^とめ^テな^りに^こる^ハあ^らう^そ
と問^ヒを^セぬ^ヒり^シを^さら^ハ波^ノ云^クと^はの^うま^りを^たり^け
ま^り上^皇め^テさ^すぬ^ヒて^また^シ還^御を^れさ^スる^ル黒^主に^の
つ^けを^める^ルと^まり^ハせ^ての^うを^ぬひ^けり^と云^ハり^キ
躬^恒集^に

延喜十七年九月廿一日一本をニと書く近江の守のおこを
 るふしむにひつるやうあけむあしと法皇石山よりまうでゆふ
 べしむとまあうむらふのうちよきたれ云法皇一夜を
 まらせぬひて三日御船よて瀬田よのぼらせぬふとまう
 をあへるところ御まうけの事どもあり云云取れそち
 歌を奉る和泉よてまづいけてぬと思ひしをらふぞ近江よ
 うあふづるふとあり此時の歌を新千載集 雑ろそ亭子院石
 山にまうてさせぬへりらる日近江國のつらさ打出濱よ御
 まうけつらうまたりらるをがくに過るんとせさをぬ
 うらま巴よめる大伴黒主さくら波ひまらふと岸を洗ふなり
 渚きよくばたても見よとやと載らるたを大友を大伴と書
 るはて件の御石山詣の時のおもむきに依りまうこれの色
 の書どもよおちをせて推考るに黒主ツカミ當昔いと齡たうき公羽

石山寺縁起よと黒主の翁をうり云くと云へると思
 ひ合はてし此翁の齡の事ハ父の都堵牟麻呂の齡よ
 りて推考たる御幸ぬする其滋賀の郡の前此大領よて
 其て下に論ふ御幸ぬする其滋賀の郡の前此大領よて
 さん在りしか致仕の後當今の御世の始に大嘗會醍醐天皇
 十二月の時の風俗歌をめてたくらうて敵其のち延喜撰
 廿三日しめぬる古今集の序此歌人の考選入りてその序文よ
 ぶその名きこえくる人云云大友の黒主ハ今本此間取
 遠興而引く序に古後九大夫之貌也頗有其さまいし
 序に近代存古凡者云云大友黒主之歌古後九大夫之貌也頗
 有遠興而體甚鄙如田夫之息花前也以字り此考選の六人
 の傳を考ふるに其序書知る時世在しハ黒主ひとりの
 ありいとありいとま其なと歌をも載られて古今集に載り
 事ありをのりし其なと歌をも載られて古今集に載り
 歌を天歌所の歌の中にあふとや鏡の山をたててこれ近
 記てそ見ゆる君の千とせを古注にこれを今上の御覽の近

江の歌とあり今上とハ醍醐天皇の御事あり扶桑略記ニ寛
平九年十一月廿三日甲午大嘗會近江丹波供奉其事と云え
たりこれより前も續後拾遺集賀の部に仁和の御時大嘗
會の悠基方伊勢國の凡俗歌大友黒主伊勢の海北ちぎさを
清みむむ鶴の千歳の聲を君よきよのせむと載られしをこそ
光孝天皇の御世元慶八年の度れ事よて其と死の悠基ハ伊
勢貞守郎と扶桑略記ニ見えたりこれと黒主致仕の後ハあ
これとて又古今集春歌可に題志し春雨のふるハ涙の
櫻花散を惜みぬ人しなれを戀歌四ハ人を去のびハあり
たりて遠くありを其家のこととををさうありき
るるをりに鷹のまをまきてつらほしりる思ひ出
て恋しき時ハ初鷹の鳴てと人をもさしや此外に雜
歌上ハ題知らぬ讀人志し鏡山ハ立たりて見て申可む
年歴ぬる身ハ老やしぬると古注に此歌ハ或人のいそく大
友の黒主がなりと注し又序ハ此歌と思ひ出て意しき時
ハ此二首を黒主が歌をささる下ハ引注せしされど鏡山
の歌黒主のふるむハ此集撰むる頃世ハ在りて然る歌
ちみふりりれをのれ有るべしとより歌主の知り
まさはしり然れハ古注の説を謬傳ありむとさきハあ
しひありしが又思へを古注の説のごとくことハ黒主の

ありるを今上の御費の時奉まらるる風俗歌の此集ハ入ら
ざる鏡の山をよてとれを云云の賀詞と其同じ鏡山ハ向ひ
て年老する情を述るとハおもむきいと別りて
げふるをいとを載む事の憚らしとてと名を匿した
る撰者の意志ハ此ハ何れもむさて古今集より後の撰集
ニ載られたる黒主の歌後撰集戀部ニ入しうあハざりむる
女よつらけしりる白波のちりるいそまをこく船のちり
るあへぬ志もするうなと題知らぬ玉津嶋深き入江をこ
ぐ船のうきたる志もこれハゆるうな拾遺集物名部ハつぐ
ここのころちあやくあはに春くれを花よつくこも
てありさむさく花よおとひはくもあじまき身よ
つぎのつらし知らびて個しさく花よ云々の歌ハ古今集序
ハその歌といふ又擧て名をハ記されば又六帖國の題の
中に美濃山に志りるうさなる一本の玉がしハ
あうゆれあふりとのし此歌催馬樂呂歌ハえて二句云
之ハ於比多留とあり勝馬をさきこ又これハ六帖國の題ハ
中にまが放るく吉備の中山たびよる細谷川の音れさや
けさ個し此歌古今集を讀人しらげとありふハ此れハ
歌のありしちるふむのい身の下ちがら大内ふきこえあ

しる歌をいふれを國守ハ云云のかしこまりにいとれを
前マ大領とありし黒主た一人を御眼路にけえあき歌奉
らせそ法皇此御心をとり御興を添奉らむと心を盡せる丸
りひりてぞあまきりしりて黒主の在經し世のほどを
して推考るに紹運録の系圖の如く都堵牟麻呂の子ありと
してを父子の齡のほど符ひかた事あるはすの黒主を
延喜十七年の御石山詣の時を志せり九十歳として推上
せし數ふるに天長五年れ生し官符に見えし黒主が解
奉れる貞觀四年ハ五
と大嘗會の歌上れる寛平
九年ハ七十七時に當るを父都堵牟麻呂百十七の時に當り
圓弥起文ハ都堵牟麻呂が齡を百七とあるを天安
二年の事と定めて云り其説ハ既論するを都

堵牟麻呂の長壽えまじりけりど然むの至の齡まで子を
生さむ事此おぼつあるきを黒主れ弟に夜須良麻呂といふ
さんわれむまじり合ひあり故考るに前サキ都堵牟麻呂
の子れありし黒主夜須良麻呂とにも其の子なるはるる
其父とある其ハ既くるにありて黒主祖父の都堵牟麻呂の
世嗣とありあるは年歴て後の人其人の事を知らんなりそ
世嗣の次第に子の列ツラ系ツ記キををせれ引ヒ夜須
良麻呂もともに都堵牟麻呂の子れ如く記せしあるはし
さる例世の系圖氏文ハさて又或人の説ハ貞觀の黒主夜須
良麻呂が解狀ハ大友村主スナリと見えあるを考ふるに皇子

皇孫に姓ミナを賜へるも真人朝臣などを賜ふ例あり黒主等
皇別ありハ卑しき村主の姓を賜ふべきにあつたやと推
古紀ハ大友村主高聡といふが見え又續日本紀天平寶字七
年此下に正六位上大友村主廣公神護景雲元年此下に近江
國人外正七位大友村主人主ふといふるあり是りと
同姓あるべしといふ是ハ一とありいそれとありされど上
ノ證し述する如く大友天皇の皇子此與多王たり夜須良麻
呂に及まで園城寺に仕奉りし事かこれぬと大友も上
る云へるごとく天皇の御名代の意志を以て自稱ひ來れ
るを遂に氏とせしむる御寺を氏寺と申し具御寺に供奉さ
る大友の族を氏と稱する事上に舉

ある證文と見
えたるが如し
た御寺の且越といふさまにて継々ハ在
経るほど黒主夜須良麻呂等の世におをびてついでに時
免きて滋賀の郡領を補されりける公さまの解状を
又骨を以てハとして同郷より在來し大友村主の氏人
きこ申るふ准字たるもの又も其氏人ハ姻戚スカリの有りける
またよく氏名の同じきを據ふといふあそを私に同じ村
主の骨を記ひ多しあるをある處に
黒主夜須良麻呂の貞觀
四年八年の解状に村主
の骨を書たれど同九年の
勅記文ハ骨を記さば
然るを御世の有りさまを
あしひ
やるは與多王のたじめたり身もあしりあるべしに御
代の數も除くれさせあへる大友天皇此御後ミエある由を奏マウシ

して殊さらりて氏姓ウヂノナの御許を請養を乞ふも何らざりし
る孫祖ミコの時に氏姓を誤り或は母氏ハハノナに混へて在来しを子
ともしよをり見えずともしそのかゝり氏姓をたゞあ
るとなく混り誤るべきにあはれ何ぞの故ありて混へし
るを更は正せるあり此大友村主の骨の混清も思ひ合はる
郡に大道を至りし入て山ぎまに黒主の明神と申うといま
は是ハむのれ黒主が神にふれるなりと云へる今其郡の
新在家村といふところ其詞イハヒありて黒主の家地の跡アトを
と云傳へて毎年に例として六月朔日九月十六日に祭事を
行へり其祠の東北方の田中み心静石と呼ぶ大石あり里人
るべてそはみ石といふも是も黒主の家庭よりありる所

まに存せざるなりと云傳ふとぞ抑この黒主此翁をけるか
田舎にとりて上ウヘに論へるごとく歌の道にとりて殊ヘタに
まこと高く又陰陽道をさへ承け行ひありと承け申れを
人亦もしてはやされよりむさるハかの幸崎の祓のとき
のされをさるるあり或ハ打出の濱に急おそれて御
前ミマエまで歌たてし例もる所をさるるとこのも逸ヒラれ興キョウした
るこれ心ココロをへありてたゞ人ヒトのたゞざるなりし陰陽寮の
陽師を令條を考ふるに従七位上相當の官あり黒主も大領
の時從八位上と見えたり大領より任さるるありし
ざめれと中昔の書どもは陰陽師と云へるに寮のなりし
其業もる者をばなりて志の呼ヨウとまときと申れを黒主も寮
の官人ありあはれ既く致仕しておのれと其業志シありし
る陰陽寮の上は論ひもる官符勅記文の名署の趣又その御石山

詣の時乃ありさまをおもふされを郡領あるし時より郷
りも官人とたまこえけりしされを郡領あるし時より郷
人をめくして志をこよふに壽をさへいあしちた
るりれを其さと人ら此阿をれ英たふとびて神として志の
祭来あるも世あるべきまゝ夜須良麻呂主麻呂の事ハ上
舉たる事此ほのんていもど書ども小見あつて後撰集は
るりるとれを志賀に常にまうてりるをとし老てハまのり
侍らざりりるにまわり侍りてよも人あつてめづりしや昔
あぶられ山の井をまづめりけぞおそてにりると見えぬ
る昔あぶらの山此井とを長柄山よ云けりるる三井寺
の御井をよめりて此集ハ天曆の御世の撰りて其より前の人
あつじりさらば此集ハ天曆の御世の撰りて其より前の人
のふれむしく夜須良麻呂主麻呂のよめる歌も
やあつて勅撰の歌集を其人づりてよめる名を顯りされ
ざるるといゆるがよと例ありて件の詞書ハ志賀といふる
を或説ハ志賀寺の寺字の脱あるるむと云るれどさて

長柄山とをいふと、其な色をのりもれ相し詞書に三
井寺と云て志賀といふるハ物遠き書ざるれど己が考
の如くして歌の作者を頭ハされざる心しりぬるむも
三井寺ハそのかゝる志賀の地ふれぬるも書ふるざるるり
くをきめていふのよもて此歌六帖ハ見えり印本ハ作者
を興風とをるハ誤り古本ハ興風を件の歌れよハあるて
此歌ハ讀人を其子孫とあはしき氏人ハ聞えぬありる
るるも園城寺ハ上作の因縁ハ依りて遺詔を重みし大
友れ氏人八十續ハ主持て供奉るべき事なるを圓珍ハ欺の
て都堵牟麻呂を始りて黒主夜須良麻呂ハ及て御寺を圓
珍に附屬し延曆寺の別院とあり後遂に氏人も離る奉れる
みあつて御寺の由来もかれをて御陵所たれ詳なる
ばるりぬるハをほり氏人の志なるぬれあつて了る

りれ然ハ心へどやむこやえぬ時勢^{コノイモホ}めて力る能^{コト}しそ何
まけむかしきて大友氏のほろに大友天皇の御後^{ミコト}淡海永
世の二氏ありしあり其尤續紀小天平勝宝三年正月辛亥賜
無位御船王淡海真人^姓附^姓皇別首^皇是皇別上氏也云云
の撰りて真人の三 延曆四年七月庚戌刑部卿從四位下兼因
幡守淡海真人御船卒御船大友親王^{親王と稱せり}之曾孫也
祖葛野王正四位上式部卿^{懷風藻葛野王の傳王子者淡海}
帝之長女十市内親王^{帝之後大友太子長子也母淨御原}
少而好學博涉經史頗愛屬文兼能書畫淨御原帝嫡孫授淨大
肆拜治部卿高市皇子薨後皇太后引王公卿士於禁中謀立日
嗣時群臣名狹私好衆議紛紜王子進奏曰我國家爲法也神代
以來子孫相承以襲天位若兄弟相及則乱此與仰論天心誰能
敢測然以人事推之聖嗣自然定矣此外誰敢同然乎弓削皇子

在座欲有言王子叱之乃止皇太后嘉其一言定國時闕授正四
位下拜式部卿時年三十七と記して詩二首載多續紀小慶
雲二年十二月丙寅正四位下葛野王卒とあり懷風藻に三十
七とある年ごろに^{よる}推考する^年四十五六^{より}卒^り
る^る父池邊王從五位上内匠頭御船性識聰敏涉覽群集尤
好筆札^{續紀}又天平勝寶八歲癸亥出雲國守從四位上大伴宿
禰古慈斐内豎淡海真人三船^{誹謗朝廷}無人臣之礼
禁於左右衛士府といふること見えり孝謙天皇の御世亦
至まると天應元年六月の下石上宅嗣朝臣の傳に自^宝字後宅
嗣及淡海真人御船爲^{文人}寶字元年賜姓淡海真人起家^姓
首といふ事も見えり^賜
ある事ハ天平勝寶三年の下に載り此を既^に引出^る拜式
の如し^こに宝字元年とあるを決^て書寫の誤^りを^とす^拜式
部少丞累遷寶字中授從五位下歷式部少輔參河美作守八年
被充造池使往近江國修造彼池時惠美仲麻呂適自宇治走據
近江先遣使者調發兵馬御船在勢田與使判官佐伯宿禰三野

共捉縛賊使及同惡之徒尋將軍日下部宿禰子麻呂佐伯宿禰
伊達等率數百騎而至燒斷勢多橋以故賊不得渡江奔高嶋郡
以功授正五位上勳三等除近江人遷中務大輔兼侍從補東山
道巡察使出而採訪事畢復奏昇降不愜願乖朝旨有勅譴責之
出為太宰少貳遷刑部大輔歷大判事大學頭兼文章博士實龜
未授從四位下拜刑部卿兼因幡守卒時年六十四と載されぬ
子皇
子姓氏録元京皇別小淡海真人出自謚天智皇子大友末也
とたよ申まてまはし御名のしし續日本紀合と載られぬ
れして貳志の奏るを以りにぞや
これなりゆくて御船真人意趣あつて懐風藻を撰きたる事
こ上り論ずるが如し史にかゝる文人此著書あれを其人此

卒太の條此傳よ其書目を記さるるなるの例あるを此書
の事を載られざるを當時其家不秘して世に聞えざり
しとる後しして其後孫を三代實録よ貞觀十五年五月廿九
日元京人河内大椽正六位上淡海真人濱成散位淡海真人高
主内豎淡海真人秋野淡海真人最弟蔭子從八位上淡海真人
安江正六位上永世真人志我永世真人仲守右京人文章生正
八位上永世朝臣有守蔭子正六位上永世朝臣宗守等九人並
賜姓淡海朝臣其先大友皇子之苗裔也と云ふ此氏人も
後の世よハまこえぬとあるに多利大友天皇の御後ありぬ淡
海真人姓あり三代實録よ
貞觀七年六月元京人六世無位三坂王賜姓淡海真人河島王
子裔孫也と云ふ河島王子を天智天皇の御子あり又同書に
四十一

元慶四年八月正六位上本野王賜姓淡海真人其先出自天命
開別天皇之後也本野自言親父清直延曆十一年七月三日賜
姓淡海真人而本野脫漏不預為臣之例故追賜焉といへる氏
人も見えたり又是よりさきに統後紀子兼和十四年三月九
京人向主御友王男無位廣野大野戸主武藏王男福雄春雄真
野安野等王六人賜姓淡海真人と見えあり御友王武藏王も
天智天皇の裔孫あるを
これとみまご考へん

於附部は巻何れも世々親師ありて
刊行せしむるに巻三正しあり

